

第1編 共通編

第1章 総則

第1101条	適	
第1102条	用語	
第1103条	受発注者の責務	3
第1104条	業務の着手	3
第1105条	設計図書の支給及び点検	4
第1106条	監督員	4
第1107条	管理技術者	4
第1108条	照査技術者及び照査の実施	5
第1109条	担当技術者	6
第1110条	提出書類	6
第1111条	打合せ等	7
第1112条	業務計画書	7
第1113条	資料等の貸与及び返却	7
第1114条	関係官公庁への手続き等	8
第1115条	地元関係者との交渉等	8
第1116条	土地への立入り等	8
第1117条	成果物の提出	9
第1118条	関連法令及び条例の遵守	9
第1119条	検査	9
第1120条	修補	10
第1121条	条件変更等	10
第1122条	契約変更	10
第1123条	履行期間の変更	11
第1124条	一時中止	11
第1125条	発注者の賠償責任	11
第1126条	受注者の賠償責任等	12
第1127条	部分使用	12
第1128条	再委託	12
第1129条	成果物の使用等	13
第1130条	守秘義務	13
第1131条	個人情報取扱の取扱い	13
第1132条	安全等の確保	15
第1133条	臨機の措置	15
第1134条	履行報告	16
第1135条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	16
第1136条	保険加入の義務	16

※新規の内容は項目と数字に赤字で
内容に変更は項目に赤字で
条のずれ等は数字を赤字で
それぞれ着色しております。

※ページ番号は溶け込み版に対応しておりますのでご注意ください。

第2章 設計業務等一般

第 1201 条	使用する技術基準等	17
第 1202 条	現地踏査	17
第 1203 条	設計業務等の種類	17
第 1204 条	調査業務の内容	17
第 1205 条	計画業務の内容	17
第 1206 条	設計業務の内容	17
第 1207 条	調査業務の条件	18
第 1208 条	計画業務の条件	18
第 1209 条	設計業務の条件	19
第 1210 条	調査業務及び計画業務の成果	20
第 1211 条	設計業務の成果	20

第2編 河川編

第1章 河川環境調査

第1節 河川環境調査の種類

第 2101 条	河川環境調査の種類	50
----------	-----------	----

第2節 環境影響評価

第 2102 条	環境影響評価の区分	50
第 2103 条	計画段階配慮書(案)の作成	51
第 2104 条	方法書(案)の作成	52
第 2105 条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	53
第 2106 条	調査	54
第 2107 条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	55
第 2108 条	準備書(案)の作成	56
第 2109 条	評価書(案)の作成	56
第 2110 条	評価書の補正等	57

第3節 河川水辺環境調査

第 2111 条	河川水辺環境調査の区分	58
第 2112 条	魚類調査	58
第 2113 条	底生動物調査	59
第 2114 条	植物調査	60
第 2115 条	鳥類調査	60
第 2116 条	両生類・爬虫類・哺乳類調査	60
第 2117 条	陸上昆虫類等調査	61
第 2118 条	河川環境基図作成調査	62
第 2119 条	河川空間利用実態調査	62
第 2120 条	河川水辺総括資料作成調査	63

第4節 成果物	
第 2121 条 成果物	63

第2章 河川調査・計画

第1節 河川調査・計画の種類	
第 2201 条 河川調査・計画の種類	65
第2節 洪水痕跡調査	
第 2202 条 洪水痕跡調査	65
第3節 計画降雨検討	
第 2203 条 計画降雨検討の区分	66
第 2204 条 ティーセン法による検討	66
第 2205 条 降雨強度曲線による検討	67
第4節 基本高水・計画高水流量検討	
第 2206 条 基本高水・計画高水流量検討の区分	68
第 2207 条 貯留関数法による検討	69
第 2208 条 準線形貯留型モデルによる検討	70
第 2209 条 雨量確率手法による検討	71
第 2210 条 流量確率手法による検討	72
第5節 低水流出解析	
第 2211 条 低水流出解析	73
第6節 河道計画	
第 2212 条 河道計画(大規模河川)	75
第 2213 条 河道計画(中小河川)	78
第7節 内水処理計画	
第 2214 条 内水処理計画	79
第8節 利水計画	
第 2215 条 利水計画検討	82
第9節 正常流量検討	
第 2216 条 正常流量検討(大規模河川)	84
第 2217 条 正常流量検討(中小河川)	87
第10節 氾濫水理解析	
第 2218 条 氾濫水理解析(二次元モデルを用いる場合)	90
第11節 総合治水対策調査	
第 2219 条 総合治水対策調査	92
第12節 洪水予測システム検討	
第 2220 条 洪水予測システム検討	101
第13節 成果物	
第 2221 条 成果物	105

第3章 河川構造物設計

第1節 河川構造物設計の種類	
第 2301 条 河川構造物設計の種類	107
第2節 築堤設計	
第 2302 条 築堤設計区分	107
第 2303 条 築堤予備設計	107
第 2304 条 築堤詳細設計	110
第3節 護岸設計	
第 2305 条 護岸設計の区分	112
第 2306 条 護岸予備設計	112
第 2307 条 護岸詳細設計	116
第4節 樋門設計	
第 2308 条 樋門設計の区分	119
第 2309 条 樋門予備設計	119
第 2310 条 樋門詳細設計	122
第5節 床止め設計	
第 2311 条 床止め設計の区分	125
第 2312 条 床止め予備設計	125
第 2313 条 床止め詳細設計	128
第6節 堰設計	
第 2314 条 堰設計の区分	130
第 2315 条 堰予備設計	130
第 2316 条 堰詳細設計	135
第7節 水門設計	
第 2317 条 水門設計の区分	139
第 2318 条 水門予備設計	139
第 2319 条 水門詳細設計	141
第8節 排水機場設計	
第 2320 条 排水機場設計の区分	144
第 2321 条 排水機場予備設計	144
第 2322 条 排水機場詳細設計	146
第9節 成果物	
第 2323 条 成果物	149

第4章 水文観測業務

第1節 総則	
第 2401 条 水文観測業務の種類	152
第 2402 条 対象観測所	152
第 2403 条 築堤予備設計	152
第2節 水文観測所保守点検の目的	
第 2404 条 水文観測所保守点検の目的	152
第 2405 条 水文観測所保守点検の内容	152

第 2406 条	観測所整備	153
第 2407 条	水文観測所保守点検の成果物	154
第3節 流量観測		
第 2408 条	流量観測の目的	154
第 2409 条	作業確認	154
第 2410 条	観測班の編成	154
第 2411 条	流量観測所整備	154
第 2412 条	流速計の検定	155
第 2413 条	現地調査	155
第 2414 条	低水流量観測の方法	155
第 2415 条	低水流量観測の成果物	155
第 2416 条	高水流量観測の方法	155
第 2417 条	作業確認指示事項及び連絡事項の定義	155
第 2418 条	高水流量観測の成果物	156
第 2419 条	ADCP による流量観測の方法	156
第 2420 条	ADCP による流量観測成果物	156
第 2421 条	電波式流速計による流量観測の方法	157
第 2422 条	電波式流速計による流量観測成果物	157
第 2423 条	画像解析による流量観測の方法	157
第 2424 条	標定点の設置・座標の測量	157
第 2425 条	画像解析による流量観測成果物	157
第4節 水位流量曲線作成		
第 2426 条	水位流量曲線作成の目的	158
第 2427 条	水位流量曲線作成の方法	158
第 2428 条	水位流量曲線作成の成果物	158
第5節 水文資料整理		
第 2429 条	水文資料の定義	158
第 2430 条	水文資料整理の目的	158
第 2431 条	水文資料整理の方法	158
第 2432 条	水文資料整理の成果物	158

第3編 海岸編

第1章 海岸構造物設計

第1節 海岸構造物設計の種類		
第 3101 条	海岸構造物設計の種類	159
第2節 堤防、護岸設計		
第 3102 条	堤防、護岸設計の区分	159
第 3103 条	堤防、護岸予備設計	159
第 3104 条	堤防、護岸詳細設計	162

第3節 胸壁設計	
第 3105 条 胸壁設計の区分	164
第 3106 条 胸壁予備設計	164
第 3107 条 胸壁詳細設計	166
第4節 突堤設計	
第 3108 条 突堤設計の区分	168
第 3109 条 突堤予備設計	168
第 3110 条 突堤詳細設計	170
第5節 離岸堤設計	
第 3111 条 離岸堤設計の区分	172
第 3112 条 離岸堤予備設計	172
第 3113 条 離岸堤詳細設計	174
第6節 潜堤・人工リーフ設計	
第 3114 条 潜堤・人工リーフ設計の区分	176
第 3115 条 潜堤・人工リーフ予備設計	176
第 3116 条 潜堤・人工リーフ詳細設計	178
第7節 消波堤設計	
第 3117 条 消波堤設計の区分	179
第 3118 条 消波堤予備設計	179
第 3119 条 消波堤詳細設計	181
第8節 津波防波堤設計	
第 3120 条 津波防波堤設計の区分	183
第 3121 条 津波防波堤予備設計	183
第 3122 条 津波防波堤詳細設計	185
第9節 砂浜設計	
第 3123 条 砂浜設計の区分	186
第 3124 条 砂浜予備設計	187
第 3125 条 砂浜詳細設計	189
第10節 附帯設備設計	
第 3126 条 附帯設備設計の種類	190
第 3127 条 水門及び樋門設計の区分	190
第 3128 条 水門及び樋門予備設計	191
第 3129 条 水門及び樋門詳細設計	193
第 3130 条 排水機場設計の区分	195
第 3131 条 排水機場予備設計	196
第 3132 条 排水機場詳細設計	198
第 3133 条 陸閘設計の区分	201
第 3134 条 陸閘予備設計	201
第 3135 条 陸閘詳細設計	203
第11節 成果物	
第 3136 条 成果物	205

第4編 道路編

第1章 道路環境調査

第1節 環境影響評価

- 第 4101 条 環境影響評価の区分 …………… 208
- 第 4102 条 計画段階配慮書(案)の作成 …………… 208
- 第 4103 条 方法書(案)の作成 …………… 209
- 第 4104 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 …… 210
- 第 4105 条 調査 …………… 211
- 第 4106 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 …………… 212
- 第 4107 条 準備書(案)の作成 …………… 213
- 第 4108 条 評価書(案)の作成 …………… 214
- 第 4109 条 評価書の補正等 …………… 214

第2節 成果物

- 第 4110 条 成果物 …………… 215

第2章 交通現況調査

第1節 交通現況調査

- 第 4201 条 交通現況調査の種類 …………… 216

第2節 交通量調査

- 第 4202 条 交通量調査の区分 …………… 216
- 第 4203 条 単路部交通量調査 …………… 216
- 第 4204 条 交差点部交通量調査 …………… 217

第3節 速度調査

- 第 4205 条 速度調査の区分 …………… 218
- 第 4206 条 走行速度調査 …………… 218
- 第 4207 条 旅行速度調査 …………… 219

第4節 起終点調査

- 第 4208 条 起終点調査の種類 …………… 219
- 第 4209 条 路側OD調査 …………… 219
- 第 4210 条 オーナーインタビューOD調査 …………… 221

第5節 交通渋滞調査

- 第 4211 条 交通渋滞調査 …………… 222

第6節 駐車場調査

- 第 4212 条 駐車場調査の区分 …………… 223
- 第 4213 条 駐車場施設実態調査 …………… 223
- 第 4214 条 駐車原単位調査 …………… 224

第7節 成果物

- 第 4215 条 成果物 …………… 225

第3章 道路網・路線計画

第1節 道路網・路線計画の種類	
第 4301 条 道路網・路線計画の種類	226
第2節 現況調査	
第 4302 条 現況調査	226
第3節 交通量推計調査	
第 4303 条 交通量推計調査	227
第4節 道路網・路線計画	
第 4304 条 道路網・路線計画	228
第5節 成果物	
第 4305 条 成果物	230

第4章 道路設計

第1節 道路設計の種類	
第 4401 条 道路設計の種類	231
第2節 道路設計	
第 4402 条 道路設計の区分	231
第 4403 条 道路概略設計	231
第 4404 条 道路予備設計(A)	233
第 4405 条 道路予備修正設計(A)	235
第 4406 条 道路予備設計(B)	235
第 4407 条 道路予備修正設計(B)	238
第 4408 条 道路詳細設計	238
第3節 歩道設計(自転車歩行者道を含む)	
第 4409 条 歩道設計の区分	241
第 4410 条 歩道詳細設計	241
第4節 平面交差点設計	
第 4411 条 平面交差点設計の区分	243
第 4412 条 平面交差点予備設計	243
第 4413 条 平面交差点詳細設計	245
第5節 立体交差設計	
第 4414 条 立体交差設計の区分	247
第 4415 条 ダイヤモンド型IC予備設計	247
第 4416 条 ダイヤモンド型IC詳細設計	249
第 4417 条 トランペット・クローバー型IC予備設計	251
第 4418 条 トランペット・クローバー型IC詳細設計	252
第6節 道路休憩施設設計	

第 4419 条	道路休憩施設設計の区分	254
第 4420 条	道路休憩施設予備設計	254
第 4421 条	道路休憩施設詳細設計	256
第7節 一般構造物設計		
第 4422 条	一般構造物の区分	258
第 4423 条	一般構造物予備設計	258
第 4424 条	一般構造物詳細設計	260
第 4425 条	落石防護柵詳細設計	262
第 4426 条	一般構造物基礎工詳細設計	263
第8節 調整池設計		
第 4427 条	調整池設計の区分	264
第 4428 条	調整池予備設計	264
第 4429 条	調整池詳細設計	266
第9節 成果物		
第 4430 条	成果物	268

第5章 地下構造物設計

第1節 地下構造物設計の種類		
第 4501 条	地下構造物設計の種類	275
第2節 地下横断歩道等設計		
第 4502 条	地下横断歩道等設計の区分	275
第 4503 条	地下横断歩道等基本計画	275
第 4504 条	地下横断歩道等予備設計	277
第 4505 条	地下横断歩道等詳細設計	280
第3節 共同溝設計		
第 4506 条	共同溝設計の区分	283
第 4507 条	共同溝基本検討	283
第 4508 条	開削共同溝予備設計	286
第 4509 条	開削共同溝詳細設計	288
第 4510 条	シールド共同溝予備設計	292
第 4511 条	シールド共同溝立坑予備設計	294
第 4512 条	シールド共同溝詳細設計	297
第 4513 条	シールド共同溝立坑詳細設計	301
第4節 電線共同溝設計		
第 4514 条	電線共同溝設計の区分	305
第 4515 条	電線共同溝予備設計	305
第 4516 条	電線共同溝詳細設計	307
第5節 成果物		
第 4517 条	成果物	310

第6章 トンネル設計

第1節 トンネル設計の種類	
第 4601 条 トンネル設計の種類	319
第2節 トンネル設計	
第 4602 条 山岳トンネル設計の区分	319
第 4603 条 山岳トンネル予備設計	319
第 4604 条 山岳トンネル詳細設計	322
第3節 シールドトンネル設計	
第 4605 条 シールドトンネル設計の区分	326
第 4606 条 シールドトンネル予備設計	326
第 4607 条 シールドトンネル詳細設計	329
第 4608 条 立坑予備設計	333
第 4609 条 立坑詳細設計	336
第4節 開削トンネル設計	
第 4610 条 開削トンネル設計の区分	339
第 4611 条 開削トンネル予備設計	339
第 4612 条 開削トンネル詳細設計	342
第5節 トンネル設備設計	
第 4613 条 トンネル設備設計の区分	346
第 4614 条 トンネル設備予備設計	346
第 4615 条 トンネル設備詳細設計	348
第6節 成果物	
第 4616 条 成果物	353

第7章 橋梁設計

第1節 橋梁設計の種類	
第 4701 条 橋梁設計の種類	361
第2節 橋梁設計	
第 4702 条 橋梁設計の区分	361
第 4703 条 橋梁予備設計	361
第 4704 条 橋梁詳細設計	364
第3節 橋梁拡幅設計	
第 4705 条 橋梁拡幅設計の区分	366
第 4706 条 橋梁拡幅予備設計	366
第 4707 条 橋梁拡幅詳細設計	369
第4節 橋梁補強設計	
第 4708 条 橋梁補強設計の区分	371
第 4709 条 橋梁補強予備設計	372
第 4710 条 橋梁補強詳細設計	374

第5節 成果物	
第 4711 条 成果物	376

第5編 砂防及び地すべり対策等編

第1章 砂防環境調査

第1節 砂防環境調査	
第 5101 条 砂防環境調査の種類	380
第2節 自然環境調査	
第 5102 条 自然環境調査の区分	380
第 5103 条 魚類調査	380
第 5104 条 植生調査	381
第 5105 条 鳥類調査	381
第 5106 条 両生類・は虫類・ほ乳類調査	382
第 5107 条 昆虫類調査	382
第 5108 条 底生生物調査	383
第3節 景観調査	
第 5109 条 景観調査	383
第4節 溪流空間利用実態調査	
第 5110 条 溪流空間利用実態調査	384
第5節 成果物及び貸与資料	
第 5111 条 成果物	385
第 5112 条 貸与資料	385

第2章 砂防調査・計画

第1節 砂防調査・計画	
第 5201 条 砂防調査・計画の種類	386
第2節 砂防調査	
第 5202 条 砂防調査の区分	386
第 5203 条 水系砂防調査	386
第 5204 条 土石流対策調査	389
第 5205 条 流木対策調査	391
第 5206 条 火山対策砂防調査	392
第3節 砂防計画	
第 5207 条 砂防計画の区分	393
第 5208 条 水系砂防計画	394
第 5209 条 土石流対策施設計画	395
第 5210 条 流木対策施設計画	397

第 5211 条	火山対策施設計画	398
第4節	成果物	
第 5212 条	成果物	400

第3章 砂防構造設計

第1節	砂防構造設計	
第 5301 条	砂防構造物設計の種類	403
第2節	砂防ダム及び床固工設計	
第 5302 条	砂防ダム及び床固工設計の区分	403
第 5303 条	砂防ダム及び床固工予備設計	403
第 5304 条	砂防ダム及び床固工詳細設計	405
第3節	溪流保全工の設計	
第 5305 条	溪流保全工設計の区分	408
第 5306 条	溪流保全工予備設計	408
第 5307 条	溪流保全工詳細設計	410
第4節	土石流対策工及び流木対策工の設計	
第 5308 条	土石流対策工及び流木対策工設計の区分	412
第 5309 条	土石流対策工予備設計	412
第 5310 条	土石流対策工詳細設計	415
第 5311 条	流木対策工予備設計	417
第 5312 条	流木対策工詳細設計	420
第5節	護岸工の設計	
第 5313 条	護岸工設計の区分	422
第 5314 条	護岸工予備設計	423
第 5315 条	護岸工詳細設計	425
第6節	山腹工の設計	
第 5316 条	山腹工設計の区分	426
第 5317 条	山腹工予備設計	426
第 5318 条	山腹工詳細設計	428
第7節	成果物	
第 5319 条	成果物	430

第4章 地すべり対策調査・計画・設計

第1節	地すべり対策調査・計画・設計	
第 5401 条	地すべり対策調査・計画・設計の種類	443
第 5402 条	地すべり調査の区分	443
第2節	地すべり調査	
第 5403 条	地すべり予備調査	443

第 5404 条 地すべり概査	444
第 5405 条 地すべり機構解析	445
第3節 地すべり対策計画	
第 5406 条 地すべり対策計画	447
第4節 地すべり防止施設設計	
第 5407 条 地すべり防止施設設計の区分	448
第 5408 条 地すべり防止施設予備設計	448
第 5409 条 地すべり防止施設詳細設計	450
第5節 成果物	
第 5410 条 成果物	452

第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計

第1節 急傾斜地対策調査・計画・設計	
第 5501 条 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類	455
第2節 急傾斜地調査	
第 5502 条 急傾斜地調査の区分	455
第 5503 条 急傾斜地予備調査	455
第 5504 条 急傾斜地概査	456
第 5505 条 機急傾斜地構解析	457
第3節 急傾斜地崩壊対策計画	
第 5506 条 急傾斜地崩壊対策計画	460
第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計	
第 5507 条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分	462
第 5508 条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計	462
第 5509 条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計	463
第5節 成果物	
第 5510 条 成果物	465

第6編 ダム編

第1章 ダム環境調査

第1節 ダム環境調査の種類	
第 6101 条 ダム環境調査の種類	469
第2節 環境影響評価	
第 6102 条 環境影響評価の区分	469
第 6103 条 計画段階配慮書(案)の作成	469
第 6104 条 方法書(案)の作成	471
第 6105 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	472

第 6106 条 調査	473
第 6107 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討	473
第 6108 条 準備書(案)の作成	474
第 6109 条 評価書(案)の作成	475
第 6110 条 評価書の補正等	476
第3節 ダム湖環境調査	
第 6111 条 ダム湖環境調査の区分	476
第 6112 条 魚介類調査	477
第 6113 条 底生動物調査	478
第 6114 条 動植物プランクトン調査	478
第 6115 条 植物調査	479
第 6116 条 鳥類調査	480
第 6117 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査	480
第 6118 条 陸上昆虫類等調査	481
第 6119 条 ダム湖利用実態調査	481
第4節 成果物	
第 6120 条 成果物	482

第2章 ダム治水利水計画

第1節 ダム治水利水計画の種類	
第 6201 条 ダム治水利水計画の種類	483
第2節 治水計画	
第 6202 条 治水計画の区分	483
第 6203 条 洪水調節計画	483
第 6204 条 正常流量確保計画	485
第3節 利水計画	
第 6205 条 利水計画の区分	486
第 6206 条 低水流出解析	487
第 6207 条 利水計画	488
第4節 成果物	
第 6208 条 成果物	489

第3章 ダム地質調査

第1節 地質調査の種類	
第 6301 条 地質調査の種類	490
第2節 地形調査	
第 6302 条 地形調査	491
第3節 広域調査	

第 6303 条 広域調査	492
第4節 地表地質踏査	
第 6304 条 地表地質踏査の基本的事項	493
第 6305 条 ダムサイト候補地選定地表地質概査(1/5,000)	493
第 6306 条 ダムサイト地表地質概査(1/2,500)	495
第 6307 条 ダムサイト地表地質調査(1/500)	496
第 6308 条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査(1/5,000)	498
第 6309 条 堤体材料採取候補地地表地質概査(1/2,500)	499
第 6310 条 堤体材料採取候補地地表地質調査(1/1,000)	501
第 6311 条 貯水池周辺地表地質概査(1/2,500)	502
第 6312 条 貯水池周辺地表地質調査(1/1,000)	504
第5節 物理探査	
第 6313 条 物理探査の基本的事項	505
第 6314 条 物理探査	506
第6節 透水試験	
第 6315 条 ルジオンテストの基本的事項	507
第 6316 条 ルジオンテストおよび考察	507
第7節 横坑調査	
第 6317 条 横坑調査の基本的事項	508
第 6318 条 横坑観察	508
第8節 岩盤試験	
第 6319 条 岩盤試験の基本的事項	509
第 6320 条 岩盤直接せん断試験	510
第 6321 条 岩盤変形試験	511
第9節 孔内観察	
第 6322 条 孔内観察	512
第10節 地質解析	
第 6323 条 地質解析の基本的事項	513
第 6324 条 ダムサイト地質比較検討(1/5,000)	514
第 6325 条 堤体材料採取候補地地質比較検討(1/5,000)	515
第 6326 条 ダムサイト地質解析(1/2,500)	516
第 6327 条 ダムサイト地質解析(1/500)	518
第 6328 条 堤体材料採取候補地地質解析(1/2,500)	519
第 6329 条 堤体材料採取候補地地質解析(1/1,000)	520
第 6330 条 地質考察の基本的事項	522
第 6331 条 ダムサイト地質考察	522
第 6332 条 堤体材料採取候補地地質考察	523
第 6333 条 貯水池周辺地質考察	524
第 6334 条 ダムサイト地質総合解析(概略設計段階)(1/500)	525
第 6335 条 ダムサイト地質総合解析(実施設計段階)(1/500)	527
第 6336 条 堤体材料採取候補地地質総合解析(1/1,000)	529
第11節 岩盤掘削面スケッチ	

第 6337 条	ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ(縮尺各種)	530
第 6338 条	堤体材料採取地掘削時材料評価	532
第 6339 条	堤体材料採取地掘削面スケッチ	533
第 12 節	第四紀断層調査	
第 6340 条	第四紀断層調査の基本的事項	534
第 6341 条	第四紀断層調査(一次調査その 1)	534

第4章 ダム本体設計

第1節	ダム本体設計の種類	
第 6401 条	ダム本体設計の種類	537
第2節	重力式コンクリートダム本体設計	
第 6402 条	重力式コンクリートダム本体設計の区分	537
第 6403 条	計画設計	537
第 6404 条	概略設計	539
第 6405 条	実施設計	542
第3節	ゾーン型フィルダム本体設計	
第 6406 条	ゾーン型フィルダム本体設計の区分	546
第 6407 条	計画設計	546
第 6408 条	概略設計	549
第 6409 条	実施設計	551

第5章 ダム付帯施設設計

第1節	ダム付帯施設設計の種類	
第 6501 条	ダム付帯施設設計の種類	556
第2節	ダム管理用発電設計	
第 6502 条	ダム管理用発電設計の区分	556
第 6503 条	可能性調査	556
第 6504 条	実施設計	557
第3節	付帯施設設計	
第 6505 条	付帯施設設計の区分	559
第 6506 条	概略設計	559
第 6507 条	実施設計	560
第4節	成果物	
第 6508 条	成果物	561

第6章 施工計画及び施工設備設計

第1節 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類	
第 6601 条 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類	563
第2節 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計	
第 6602 条 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計の区分	563
第 6603 条 概略設計	563
第 6604 条 実施設計	566
第3節 フィルダム施工計画及び施工設備設計	
第 6605 条 施工計画・仮設備設計の区分	571
第 6606 条 概略設計	571
第 6607 条 実施設計	574

第7章 ダム点検

第1節 ダム点検	
第 6701 条 ダム総合点検	579

第8章 その他

第1節 背水計算	
第 6801 条 背水計算	582
第2節 水理模型実験	
第 6802 条 水理模型実験の種類と範囲及び条件	582
第 6803 条 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験	583
第 6804 条 フィルダム洪水吐き水理模型実験	584
第 6805 条 放流管抽出水理模型実験	586
第3節 骨材破碎試験・解析	
第 6806 条 骨材破碎試験・解析の種類	587
第 6807 条 骨材破碎試験・解析	587
第4節 コンクリート配合試験・解析	
第 6808 条 コンクリート配合試験・解析の種類	589
第 6809 条 コンクリート配合試験・解析	589
第5節 グラウチング試験・解析	
第 6810 条 グラウチング試験・解析	590
第6節 グラウチングデータ整理・解析	
第 6811 条 グラウチングデータ整理・解析	591

第7編 公園緑地編

第1章 公園緑地設計

第1節 公園設計の区分	
第 7101 条 設計の区分	593
第2節 公園緑地設計	
第 7102 条 基本計画	593
第 7103 条 基本設計	594
第 7104 条 実施設計	594
第3節 成果物	
第 7105 条 成果物	596

第8編 農業農村整備編

第1章 ポンプ場設計

第1節 ポンプ場設計	
第 8101 条 ポンプ場設計の区分	597
第 8102 条 構想設計	597
第 8103 条 基本設計	598
第 8104 条 実施設計	600
第2節 成果物	
第 8105 条 成果物	602

第2章 水路工設計

第1節 水路工設計の種類	
第 8201 条 水路工設計の種類	603
第2節 用水路路線計画	
第 8202 条 用水路路線計画の区分	603
第 8203 条 構想設計	603
第 8204 条 基本設計	605
第 8205 条 実施設計	606
第3節 用水路(開水路)設計	
第 8206 条 用水路(開水路)設計の区分	608
第 8207 条 構想設計	608
第 8208 条 基本設計	610
第 8209 条 実施設計	612
第4節 水路トンネル設計	
第 8210 条 水路トンネル設計の区分	614
第 8211 条 構想設計	614
第 8212 条 基本設計	615
第 8213 条 実施設計	617

第5節 排水路路線計画設計	
第 8214 条 排水路路線計画設計の区分	619
第 8215 条 構想設計	619
第 8216 条 基本設計	621
第 8217 条 実施設計	622
第6節 排水路設計	
第 8218 条 排水路設計の区分	624
第 8219 条 構想設計	624
第 8220 条 基本設計	626
第 8221 条 実施設計	628
第7節 パイプライン路線計画設計	
第 8222 条 パイプライン路線計画設計の区分	630
第 8223 条 構想設計	630
第 8224 条 基本設計	631
第 8225 条 実施設計	633
第8節 パイプライン設計	
第 8226 条 パイプライン設計の区分	634
第 8227 条 構想設計	634
第 8228 条 基本設計	636
第 8229 条 実施設計	638
第9節 暗渠設計	
第 8230 条 暗渠設計の区分	640
第 8231 条 基本設計	640
第 8232 条 実施設計	642
第10節 落差工設計	
第 8233 条 落差工設計の区分	644
第 8234 条 基本設計	644
第 8235 条 実施設計	645
第11節 急流工設計	
第 8236 条 急流工設計の区分	647
第 8237 条 基本設計	647
第 8238 条 実施設計	648
第12節 射流分水工並びにチェックゲート設計	
第 8239 条 射流分水工並びにチェックゲート設計の区分	650
第 8240 条 基本設計	650
第 8241 条 実施設計	651
第13節 直接分水工設計	
第 8242 条 直接分水工設計の区分	653
第 8243 条 基本設計	653
第 8244 条 実施設計	654
第14節 合流工設計	
第 8245 条 合流工設計の区分	655

第 8246 条 基本設計	656
第 8247 条 実施設計	657
第15節 サイホン設計	
第 8248 条 サイホン設計の区分	658
第 8249 条 基本設計	659
第 8250 条 実施設計	660
第16節 付帯橋梁設計	
第 8251 条 付帯橋梁設計の区分	662
第 8252 条 基本設計	662
第 8253 条 実施設計	664
第17節 水路横断構造物設計	
第 8254 条 水路横断構造物設計の区分	665
第 8255 条 基本設計	665
第 8256 条 実施設計	666
第18節 成果物	
第 8257 条 成果物	667

第3章 ほ場整備設計

第1節 ほ場整備設計	
第 8301 条 ほ場整備設計の区分	668
第 8302 条 基本設計	668
第 8303 条 実施設計	673
第2節 成果物	
第 8304 条 成果物	677

第4章 農道設計

第1節 農道設計の種類	
第 8401 条 農道設計の種類	678
第2節 現況調査計画	
第 8402 条 基本設計	678
第3節 道路計画	
第 8403 条 道路計画の区分	680
第 8404 条 構想設計	680
第 8405 条 基本設計	682
第 8406 条 実施設計	684
第4節 道路トンネル	
第 8407 条 道路トンネルの区分	686
第 8408 条 基本設計	686

第 8409 条 実施設計	688
第5節 道路トンネル設備	
第 8410 条 実施設計	689
第6節 成果物	
第 8411 条 成果物	689

第5章 ため池設計

第1節 ため池改修設計	
第 8501 条 実施設計	690
第2節 成果物	
第 8502 条 成果物	693

第9編 森林整備編

第1章 治山設計業務

第1節 治山ダム工設計	
第 9101 条 治山ダム工予備設計	694
第 9102 条 治山ダム工実施設計	695
第 9103 条 治山ダム(透水性・遮水性)実施設計	697
第 9104 条 治山ダム(透過型)実施設計	698
第2節 流木対策	
第 9105 条 流木対策調査	699
第 9106 条 流木対策計画	701
第 9107 条 流木対策工予備設計	702
第 9108 条 流木対策工実施設計	704
第3節 流路工	
第 9109 条 流路工実施設計	707
第 9110 条 成果物	708
第4節 山腹工等	
第 9111 条 山腹工設計	713
第 9112 条 海岸防災林造成の設計	714
第 9113 条 防風林造成の設計	715
第 9114 条 なだれ防止林造成の設計	715
第 9115 条 土砂流出防止林造成の設計	716
第 9116 条 保安林整備の設計	717
第 9117 条 保安林管理道の設計	718
第 9118 条 水土保持治山等の設計	718
第 9119 条 成果物	718

第5節 地すべり防止工

第 9120 条	設計計画	720
第 9121 条	地すべり防止工の位置決定	720
第 9122 条	抑制工の設計	720
第 9123 条	抑止工の設計	724
第 9124 条	治山ダム工等の設計	725
第 9125 条	土留工等の設計	725
第 9126 条	照査	726
第 9127 条	報告書作成	726

第6節 防潮工(海岸防災林造成)

第 9128 条	基本設計	727
第 9129 条	実施設計	729

第2章 治山計画作成業務

第1節 山地治山等調査

第 9201 条	山地治山等調査	731
第 9202 条	予備調査	732
第 9203 条	現地調査	733
第 9204 条	地形・地質・土壌等調査	733
第 9205 条	海象・漂砂調査	734
第 9206 条	林況、植生調査	734
第 9207 条	気象調査	734
第 9208 条	水文調査	734
第 9209 条	荒廃現況調査	735
第 9210 条	荒廃危険地調査	737
第 9211 条	荒廃森林調査	737
第 9212 条	海岸荒廃現況調査	738
第 9213 条	風害調査	738
第 9214 条	なだれ調査	739
第 9215 条	火山特性調査	739
第 9216 条	環境調査	739
第 9217 条	社会的特性調査	740
第 9218 条	総合検討及び基本方針の策定	740

第2節 全体計画の作成

第 9219 条	基本事項の策定	740
第 9220 条	施設等整備計画	741
第 9221 条	森林整備計画	741
第 9222 条	管理道等整備計画	741
第 9223 条	災害予知施設等の計画	741
第 9224 条	事業量の算定	741
第 9225 条	全体計画図の作成	741

第 9226 条	照査	741
第 9227 条	報告書の作成	742
第3節 治山流域別調査		
第 9228 条	治山流域別調査	743
第 9229 条	荒廃地調査	744
第 9230 条	荒廃危険地調査	744
第 9231 条	荒廃森林調査	744
第 9232 条	地すべり調査	744
第 9233 条	自然環境調査	744
第 9234 条	既往治山施設調査	744
第 9235 条	調査結果取りまとめ	744
第 9236 条	照査	745
第 9237 条	報告書の作成	745
第 9238 条	土壌断面調査	745
第 9239 条	土壌孔隙調査	746
第 9240 条	浸透能試験	746
第 9241 条	森林調査	746
第 9242 条	相対照度の測定	747
第 9243 条	現地における気象調査	747
第 9244 条	流量調査	747
第 9245 条	滞水・湧水調査	748
第 9246 条	自然環境調査	748

第3章 治山施設点検業務

第 9301 条	事前調査	749
第 9302 条	治山施設の位置の確認(外業)	749
第 9303 条	施設の点検方法	749
第 9304 条	報告書の作成	749

第4章 林道設計

第1節 林道設計		
第 9401 条	林道の路線線形計画	750
第 9402 条	林道予備設計	750
第 9403 条	林道実施設計	752
第 9404 条	一車線林道実施設計	754
第2節 一般構造物設計		
第 9405 条	一般構造物設計の区分	756
第 9406 条	一般構造物予備設計	756
第 9407 条	一般構造物実施設計	758
第 9408 条	落石防護柵実施設計	760

第 9409 条 一般構造物基礎工実施設計	761
第3節 橋梁	
第 9410 条 橋梁設計の区分	762
第 9411 条 橋梁予備設計	762
第 9412 条 橋梁実施設計	764

第5章 林道全体計画調査

第 9501 条 林道全体計画調査の区分	772
第 9502 条 林業、社会的特性等調査	772
第 9503 条 基本計画の策定	775
第 9504 条 自然環境等調査	776
第 9505 条 全体計画作成	784
第 9506 条 予測・評価	788
第 9507 条 照査	789
第 9508 条 成果品	789

第6章 林道橋定期点検業務

第 9601 条 業務目的	800
第 9602 条 計画準備	800
第 9603 条 現地点検	801
第 9604 条 定期点検調査帳票の作成	801
第 9605 条 報告書の作成	802

第1章 総則

第101条	適用	
第102条	用語の	
第103条	受発注	
第104条	業務の	
第105条	調査地点の確認	805
第106条	設計図書 の支給及び点検	806
第107条	監督員	806
第108条	管理技術者	806
第109条	照査技術者及び照査の実施	807
第110条	担当技術者	807
第111条	提出書類	807
第112条	打合せ等	808
第113条	業務計画書	808
第114条	資料等の貸与及び返却	809
第115条	関係官公庁への手続き等	809
第116条	地元関係者との交渉等	810
第117条	土地への立入り等	810
第118条	成果物の提出	810
第119条	関連法令及び条例の遵守	811
第120条	検査	811
第121条	修補	811
第122条	条件変更等	812
第123条	契約変更	812
第124条	履行期間の変更	812
第125条	一時中止	813
第126条	発注者の賠償責任	813
第127条	受注者の賠償責任等	813
第128条	部分使用	814
第129条	再委託	814
第130条	成果物の使用等	814
第131条	守秘義務	814
第132条	個人情報 の取扱い	815
第133条	安全等の確保	816
第134条	臨機の措置	817
第135条	履行報告	818
第136条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	818
第137条	保険加入の義務	818

※新規の内容は項目と数字に赤字で

内容に変更は項目に赤字で

条のずれ等は数字を赤字で

それぞれ着色しております。

※ページ番号は溶け込み版に対応しておりますのでご注意ください。

第2章 機械ボーリング

第201条 目的	819
第202条 土質の区分	819
第203条 調査等	819
第204条 成果物	820

第3章 サンプリング

第301条 目的	821
第302条 採取方法	821
第303条 試料の取り扱い	821
第304条 成果物	821

第4章 サウンディング

第1節 標準貫入試験	
第401条 目的	822
第402条 試験等	822
第403条 成果物	822
第2節 スウェーデン式サウンディング試験	
第404条 目的	822
第405条 試験等	822
第406条 成果物	823
第3節 機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験	
第407条 目的	823
第408条 試験等	823
第409条 成果物	823
第4節 ポータブルコーン貫入試験	
第410条 目的	823
第411条 試験等	823
第412条 成果物	824
第5節 簡易動的コーン貫入試験	
第413条 目的	824
第414条 試験等	824
第415条 成果物	824

第5章 原位置試験

第1節 孔内水平載荷試験(プレッシャーメータ試験)

第501条 目的	825
第502条 試験等	825
第503条 成果物	825

第2節 地盤の平板載荷試験

第504条 目的	826
第505条 試験等	826
第506条 成果物	826

第3節 現場密度測定(砂置換法)

第507条 目的	826
第508条 試験等	826
第509条 成果物	826

第4節 現場密度測定(RI法)

第510条 目的	827
第511条 試験等	827
第512条 成果物	827

第5節 現場透水試験

第513条 目的	827
第514条 試験等	827
第515条 成果物	827

第6節 ルジオン試験

第516条 目的	827
第517条 試験等	828
第518条 成果物	828

第7節 速度検層

第519条 目的	828
第520条 試験等	828
第521条 成果物	828

第8節 電気検層

第522条 目的	828
第523条 試験等	828
第524条 成果物	829

第6章 解析等調査業務

第601条 目的	830
第602条 業務内容	830
第603条 成果物	830

第7章 軟弱地盤技術解析

第701条	目的	831
第702条	業務内容	831
第703条	成果物	832

第8章 物理探査

第1節	弾性波探査	
第801条	目的	833
第802条	業務内容	833
第2節	電気探査(比抵抗二次元探査)	
第803条	目的	833
第804条	業務内容	834

第9章 地すべり調査

第901条	目的	835
第902条	計画準備	835
第903条	地下水調査	835
第904条	移動変形調査	837
第905条	雨量観測	837
第906条	解析	838
第907条	すべり面の判定	838
第908条	地すべりブロック区分の確定	838
第909条	地すべり発生機構の判定	838
第910条	安定解析	839
第911条	対策工法選定	839
第912条	地すべり防止工事計画の策定	839
第913条	目標安全率	840
第914条	照査	840
第915条	報告書作成	840
第916条	施工計画調査	840
第917条	地すべり防止効果の検証	842
第918条	検証結果の取りまとめ	843

第10章 地形・地表地質踏査

第1001条	目的	844
第1002条	業務内容	844
第1003条	成果物	844

第11章 土質調査(海岸)

第1101条	適用の範囲	846
第1102条	準備	846
第1103条	位置測量	846
第1104条	足場	846
第1105条	ボーリング	846
第1106条	台船方式ボーリング	847
第1107条	原位置試験	847
第1108条	台船方式原位置試験	849
第1109条	乱れの少ない試料採取	849
第1110条	岩盤試料採取	851
第1111条	土質試験	851
第1112条	成果	851
第1113条	照査	852

第1章 総則

第101条	適用	
第102条	用語の	
第103条	業務の	
第104条	測量の	
第105条	業務の実施	855
第106条	設計図書	855
第107条	監督員	856
第108条	管理技術者	856
第109条	担当技術者	856
第110条	提出書類	856
第111条	打合せ等	857
第112条	業務計画書	857
第113条	資料等の貸与及び返却	858
第114条	関係官公庁への手続き等	858
第115条	地元関係者との交渉等	859
第116条	土地への立入り等	859
第117条	成果物の提出	859
第118条	関連法令及び条例の遵守	860
第119条	検査	860
第120条	修補	860
第121条	条件変更等	861
第122条	契約変更	861
第123条	履行期間の変更	861
第124条	一時中止	861
第125条	発注者の賠償責任	862
第126条	受注者の賠償責任等	862
第127条	部分使用	862
第128条	再委託	863
第129条	成果物の使用等	863
第130条	守秘義務	863
第131条	個人情報の取扱い	864
第132条	安全等の確保	865
第133条	臨機の措置	866
第134条	履行報告	866
第135条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	866
第136条	保険加入の義務	867

※新規の内容は項目と数字に赤字で

内容に変更は項目に赤字で

条のずれ等は数字を赤字で

それぞれ着色しております。

※ページ番号は溶け込み版に対応しておりますのでご注意ください。

第2章 路線測量

第1節 測量に関する一般事項	
第201条 測量業務の区分	868
第202条 使用器材	868
第203条 測定の精度等	869
第204条 基準点	870
第205条 測量杭	870
第206条 測量野帳等	871
第207条 図面	871
第2節 基準点測量	
第208条 作業実施	871
第3節 予備測量	
第209条 予備測量	871
第4節 実測量	
第210条 一般事項	872
第211条 I.Pの選定	872
第212条 中心線測量	873
第213条 縦断測量	874
第214条 横断測量	875
第215条 平面測量	875
第216条 伐開	875
第5節 用地測量	
第217条 一般事項	875
第218条 実測量	876
第6節 構造物設置箇所の測量	
第219条 構造物設置箇所の測量	876
第7節 残土処理箇所の測量	
第220条 残土処理場	876
第8節 その他箇所の測量	
第221条 林業作業用施設等	877
第222条 地区全体計画に係る施設等	877

第3章 山地治山等測量

第1節 測量に関する一般事項	
第301条 山地治山等測量業務の種類	878
第302条 使用器材	878
第303条 公差及び測定方法	880
第304条 基準点	881
第305条 測量杭	881

第306条	測量野帳等	881
第307条	図面	881
第308条	図面の縮尺	881
第2節 基準点測量等		
第309条	基準点測量	883
第310条	用地測量	883
第311条	現地測量	883
第3節 溪間工の測量		
第312条	踏査選点	883
第313条	中心線測量	883
第314条	平面測量	884
第314条	縦断測量	884
第315条	横断測量	884
第316条	構造物計画位置横断測量	884
第4節 山腹工の測量		
第317条	踏査選点	885
第318条	平面測量	885
第319条	縦断測量	885
第320条	横断測量	885
第5節 防風林造成の測量		
第321条	踏査選点	885
第322条	平面測量	886
第323条	縦断測量	886
第324条	横断測量	886
第6節 なだれ防止林造成の測量		
第325条	踏査選点	886
第326条	平面測量	886
第327条	縦断測量	887
第328条	横断測量	887
第7節 土砂流出防止林造成の測量		
第329条	踏査選点	887
第330条	平面測量	887
第331条	縦断測量	887
第332条	横断測量	888
第8節 保安林整備の測量		
第333条	踏査選点	888
第334条	平面測量	888
第335条	縦断測量	888
第336条	横断測量	888
第9節 水土保持山等の測量		
第337条	水土保持山等の測量	888
第10節 地すべり防止の測量		

第338条	踏査選点	888
第339条	地形測量	888
第340条	測線測量	889
第341条	地すべり防止工の測量	889
第342条	設計に関わる測量の種類	889
第343条	測線測量	889
第344条	平面測量	889
第345条	縦断測量	889
第346条	横断測量	890

第4章 治山事業における防潮工等の測量

第1節 深浅測量

第401条	適用の範囲	891
第402条	測量準備	891
第403条	基準点測量	891
第404条	簡易検潮等	892
第405条	水深測量	892
第406条	成果	894
第407条	照査	894

第2節 汀線測量

第408条	適用の範囲	895
第409条	測量準備	895
第410条	基準点測量	895
第411条	水準測量	895
第412条	成果	895
第413条	照査	896

第5章 環境生物調査

第1節 プランクトン調査

第501条	適用の範囲	897
第502条	調査準備	897
第503条	位置測量	897
第504条	プランクトン調査	897
第505条	分析、解析・考察	897
第506条	成果	897
第507条	照査	898

第2節 卵・稚仔調査

第508条	適用の範囲	898
-------	-------	-----

第509条	調査準備	898
第510条	位置測量	898
第511条	卵・稚仔調査	898
第512条	分析、解析・考察	899
第513条	成果	899
第514条	照査	899
第3節 底生生物調査		
第515条	適用の範囲	899
第516条	調査準備	899
第517条	位置測量	899
第518条	底生生物調査	899
第519条	分析、解析・考察	899
第520条	成果	900
第521条	照査	900
第4節 付着生物調査		
第522条	適用の範囲	900
第523条	調査準備	900
第524条	位置測量	900
第525条	付着生物調査	900
第526条	分析、解析・考察	900
第527条	成果	900
第528条	照査	900
第5節 藻場調査		
第529条	適用の範囲	901
第530条	調査準備	901
第531条	位置測量	901
第532条	藻場調査	901
第533条	分析、解析・考察	901
第534条	成果	901
第535条	照査	901
第6節 魚介類調査		
第536条	適用の範囲	901
第537条	調査準備	902
第538条	位置測量	902
第539条	魚介類調査	902
第540条	分析、解析・考察	902
第541条	成果	902
第542条	照査	902

第1編 共通編

第1章 総則

第1101条 適用

設計業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部の発注する土木工事に係る設計及び計画業務(当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。)に係る土木設計業務等委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

1. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
2. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
3. 測量業務及び地質・土質調査業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

第1102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、収支等命令者をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般継承人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び一般監督員を総称していう。
4. 「検査員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第32条第2項(現地調査等がない場合は、契約書第30条第2項)の規定に基づき、検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
6. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
7. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
8. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書に規定する者又は発注者が承諾した者をいう。

相互に協力し、業務を実施しなければならない。

6. 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。
7. 受注者又は管理技術者は、屋外における設計業務等に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、設計業務等が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。
8. 管理技術者は、次条に規定する照査技術者を兼ねることはできない。
9. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第1108条 照査技術者及び照査の実施

1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
 詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互(設計図—設計計算書間、設計図—数量計算書間等)の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査(以下、「赤黄チェック」という)を原則として実施する。
 なお、赤黄チェックの資料は、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
 - (1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
 - (2) 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)若しくは業務に該当する部門)、国土交通省登録技術者資格(資格が対象とする区分(施設分野等—業務)は特記仕様書による)、RCCM(業務に該当する登録技術部門)※、土木学会認定土木技術者(特別上級土木技術者、上級土木技術者若しくは1級土木技術者)等の業務内容に応じた資格保有者、これと同等の能力と経験を有する技術者又は特記仕様書に定める業務経験を有する技術者でなければならない。
 ※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外
 - (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
 - (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
 - (5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする(詳細設計に限る)。
 - (6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名(書面署名または押印を含む)のうえ管理技術者に提出するものとする。
 - (7) 以下に定める詳細設計における基本事項の照査は「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。
 - I 樋門・樋管詳細設計

第2章 設計業務等一般

第1201条 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。特に、環境配慮については、環境影響評価法、佐賀県環境影響評価条例の遵守のほか、佐賀県環境評価技術指針に基づいて行うものとする。なお、使用にあたっては、事前に監督員の承諾を得なければならない。

第1202条 現地踏査

1. 受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。
2. 受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書又は数量総括表による。

第1203条 設計業務等の種類

1. 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。
2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。

第1204条 調査業務の内容

調査業務とは、第1202条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

第1205条 計画業務の内容

計画業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

第1206条 設計業務の内容

1. 設計業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める基準等及び設計図書等を用いて、原則として概略設計、予備設計又は詳細設計を行うことをいう。
2. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案し、各種施設物の基礎的諸元を設定するものいう。
3. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等

1. 主要技術基準及び参考図書

〔1〕 共通			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会	H21.2
3	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11.11
4	JIS ハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R4.2 R32.3
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R元.9
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3
8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18.2
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3
10	土木工事共通仕様書、公園緑地共通仕様書、港湾・漁港共通仕様書	佐賀県	R3 2 .7
11	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25.3
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21.11
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28.10
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R2.3
15	公共測量 作業規定の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	H29.4
16	公共測量 作業規定の準則 解説と運用(地形測量及び写真測量編)(基準点測量編、応用測量編)	日本測量協会	H28.3
17	測量成果電子納品要領	国土交通省	H30.3

第1編共通編—第2章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
18	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11
19	基本水準点の 2000 年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5
20	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26.5
21	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R2H28.3
22	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R3.3H3028.3
23	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30.3
24	2017 年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H30.3
25	2014 年制定 舗装標準示方書	土木学会	H27.10
26	2013 年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H25.10
27	2018 年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規準および関連規準】+【JIS 規格集】	土木学会	H30.10
28	2018 年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H30.10
29	2017 年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H30.3
30	2012 年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25.3
31	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	H28.3
32	CAD製図基準	国土交通省	H29.3
33	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29.3
34	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	R2.3
35	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27.6
36	コンクリートライブラリー66 号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.4
37	2016年制定 トンネル標準示方書 [共通編]・同解説 /[山岳工法編]・同解説	土木学会	H28.8

第1編共通編—第2章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
38	2016年制定 トンネル標準示方書 [共通編]・同解説/[山岳工法編]・同解説	土木学会	H28.8
39	2016年制定 トンネル標準示方書 [共通編]・同解説/[開削工法編]・同解説	土木学会	H28.8
40	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3
41	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2
42	日本下水道協会規格(JSWAS) シールド工事用標準セグメント(A-3, 4)	日本下水道協会	H13.7
43	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械施工協会	H16.12
44	軟岩評価—調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11
45	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	地盤工学会	H24.5
46	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5
47	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23.9
48	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23.9
49	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10
50	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3
51	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	平成元.6
52	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行
53	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	毎年発行
54	近接基礎設計施工要領(案)	建設省土木研究所	S58.6
55	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7
56	高圧受電設備規程	日本電気協会	H26.5
57	防災設備に関する指針-電源と配線及び非常用の照明装置- 2004年版	日本電設工業協会	H16.9
58	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H7.8

第1編共通編—第2章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
59	日本建設機械要覧 2016年版	日本建設機械施工協会	H28.3
60	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械施工協会	H13.2
61	建設発生土利用技術マニュアル 第4班	土木研究センター	H25.11
62	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル 広報推進会議	H14.11
63	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行
64	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院	H20.3
65	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】第2.3版	国土地理院	H26.4
66	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24.5
67	地すべり対策技術設計実施要領 H19年度版	斜面防災対策技術協会	H19.11
68	猛禽類保護の進め方(改訂版)ー特にイヌワシ、クマタカ、オオタカー	環境省	H24.12
69	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22.3
70	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	環境庁	H11.6
71	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編(道路に面する地域)	環境庁	H12.4
72	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver.4.0.1	環境省 水・大気環境局	H30.3
73	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11
74	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	R元.11
75	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国土地理院	R元.11
76	製品仕様書等サンプル 水準測量	国土地理院	R元.11
77	製品仕様書等サンプル 数値地形図	国土地理院	R元.11
78	製品仕様書等サンプル 撮影(標定点の設置、撮影、同時調整)	国土地理院	R元.11
79	製品仕様書等サンプル 写真地図作成	国土地理院	R元.11

第1編共通編—第2章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
80	製品仕様書等サンプル 航空レーザ測量	国土地理院	R元.11
81	製品仕様書等サンプル 応用測量	国土地理院	R元.11
82	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国土地理院	H29.10
83	土木工事数量算出要領(案)	国土交通省	R2.4
84	土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案)	国土交通省	R2.4
85	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル(案)	国土地理院	H24.5
86	GNSS 測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H29.2
87	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27.7
88	マルチ GNSS 測量マニュアル(案) 近代化GPS、Galileo等の活用	国土地理院	R2.6
89	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25.6
90	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20.4
91	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)	国土交通省	H21.4
92	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27.6
93	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領(案)	国土交通省	H28.3
94	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H28.7
95	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H29.3
96	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29.3
97	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)	建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会	H22.3
98	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル(改定版)	土木研究所(編集) 地盤汚染対応技術検討委員会	H24.4
99	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所(編集)	H17.12

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
100	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所(監修) 土木研究センター(編集)	H21.10
101	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6
102	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6
103	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31.1
104	UAVを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H29.3
105	地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H30.3
106	UAV 搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H30.3
107	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル(案)	国土地理院	H31.3
108	航空レーザ測探機を用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H31.3
109	車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル(案)	国土地理院	R元.12
110	佐賀県公共測量作業規定	佐賀県	R2.3
111	電子納品運用ガイドライン	佐賀県	H24.2
112	佐賀県公共事業景観形成指針解説書	佐賀県	H22.3

[2]河川・海岸・砂防・ダム関係

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防地すべり技術センター	R2.3
2	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60.9
3	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12.12

第1編共通編—第2章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
4	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13.6
5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2.4
6	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	H30.3
7	国土交通省河川砂防技術基準 計画編	国土交通省	H16.3
8	改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案)設計編 (I・II)	建設省	H9.5
9	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国土交通省	H27.3
10	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28.3
11	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国土交通省	H28.3
12	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1
13	増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例	日本河川協会	H19.9
14	流域貯留施設等技術指針(案) —増補改訂版—	雨水貯留浸透技術協会	H19.4
15	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H30.5
16	数字でみる港湾 2020	日本港湾協会	R2.7
17	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編)-付解説- ・FRP(M)水圧管編	電力土木技術協会	H19.9 H19.6 H22.4
18	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
19	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21.4
20	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省	H28.3
21	ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H28.10
22	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12

第 1 編共通編—第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
23	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10
24	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.8
25	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.6
26	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26.3
27	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H27.2
28	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会	H30.8
29	海岸便覧	全国海岸協会	H14.3
30	(第 2 次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8
31	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H26.12
32	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5
33	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44.1
34	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.3
35	ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議	S61.11
36	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6
37	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
38	平成 28 年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28.1
39	平成 28 年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28.1
40	河川関係法令例規集(加除式)	第1法規	—
41	護岸の力学設計法 改訂	国土技術研究センター	H19.11
42	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57.3
43	漁港・漁場の施設の設計の手引 2015 年版	全国漁港漁場協会	H28.3

第1編共通編—第2章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
44	ジャケット式鋼製護岸設計指針(案)	日本港湾協会	S52.3
45	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	H28.11
46	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13.2
47	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11.9
48	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5.6
49	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務) 国	国土開発技術研究センター	H5.10
50	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11
51	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11
52	土木構造物設計マニュアル(案) —樋門編—	全日本建設技術協会	H14.1
53	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
54	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6.3
55	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18.1
56	人工リーフの設計の手引き(改訂版)の一部改訂	全国海岸協会	H29.6
57	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局	H17.4
58	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3.3
59	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリーナビーチ協会	H17.10
60	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H3.3
61	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会	H11.1
62	漁港計画の手引 平成4年度改訂版	全国漁港協会	H4.11
63	漁港海岸事業設計の手引	全国漁港漁場協会	H25.11
64	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3.8

第 1 編共通編—第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
65	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6.9
66	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H3.1
67	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・ 国土保全局河川環境課	H27.3
68	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15.7
69	新編・鋼製砂防構造物設計便覧(令和3平成24 年版)	砂防・地すべり技術センター	R3.9H21.9
70	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要 領(案)	建設省河川局砂防部	H11.4
71	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20.5
72	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例-急傾斜地 崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	R 元.5
73	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H 元.4
74	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H3.6
75	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17.6
76	改訂 3 版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22.7
77	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18.7
78	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成 23 年改訂版)	電力土木技術協会	H23.3
79	ダムの地質調査	土木学会	S62.6
80	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4.4
81	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん 断試験法-孔内載荷試験法-	土木学会	H12.12
82	軟岩の調査・試験の指針(案)~1991 年版~	土木学会	H3.11
83	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5
84	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10
85	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に 関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18.8

第1編共通編—第2章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
86	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2
87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、 農林水産省農村 振興局、 水産庁	H18.1
88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H30.6
89	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13.8
90	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間 利用実態調査編)	国土交通省	H30.12
91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案)	建設省河川局	H31.3
92	試験湛水実施要領(案)	国土交通省	H11.10
93	台形 CSG ダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H24.6
94	改訂版 巡航 RCD 工法施工技術資料	ダム技術センター	H24.2
95	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術 指針(案)	国土交通省	H21.7
96	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤研究 グループ(地質)他	H18.3
97	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19.9
98	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22.5
99	洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)	国土交通省	H27.7
100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン(第3 版)	国土交通省	R 元.9
101	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	H28.4
102	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解 説	国土技術政策総合研究所	H28.4
103	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28.4
104	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に 関する河道計画の技術基準;解説	リバーフロント整備センター	H23.10
105	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手 引き(案)	国土交通省	H17.6

第1編共通編—第2章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
106	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28.3
107	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14.2
108	海岸施設設計便覧2000年版	土木学会	H12.11
109	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15.3
110	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	R2.4
111	津波浸水想定の設定の手引き Ver.2.10	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	H31.4
112	津波の河川遡上解析の手引き(案)	国土技術研究センター	H19.5
113	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン (Ver3.1)	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H28.4
114	海岸における水防警報の手引き(案)	国土交通省 河川局防災課・海岸室	H22.3
115	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H21.6
116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R2.6
117	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R3.1
118	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R3.1
119	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R3.1
120	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	建設省砂防部	R3.1
121	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R2.3H31.3
122	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部	R3.6H27.2

第1編共通編—第2章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
123	国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒基準雨量の設定手法(案)	国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部、国土交通省国土技術政策総合研究所	H17.6
124	土砂災害ハザードマップ作成ガイドラインのための指針と解説(案)	国土交通省水管理・河川局国土保全局砂防部砂防計画課 国土交通省国土技術政策総合研究所、危機管理技術研究センター	R2.10H17.7
125	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27.4
126	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19.4
127	火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H25.3
128	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20.1
129	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)	国土交通省河川局砂防部保全課	H22.2
130	山地河道における流砂水文観測の手引き(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24.4
131	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土木研究所	H25.1
132	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H24.6
133	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所	H21.1
134	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20.12
135	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20.11
136	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17.7
137	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28.12
138	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H8.2
139	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案)	土木研究所寒地土木研究所	H22.3
140	火山砂防策定指針	建設省河川局砂防部	H4.4
141	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26.9

第1編共通編—第2章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
142	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23.11
143	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課	H31.3
144	海岸施設設計便覧(2000年版)	土木学会	H12.11
145	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設省	H7.4
146	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19.3
147	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター	H24.2
148	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局	H25.6
149	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)	国土交通省	H27.3
150	水文観測業務規程	国土交通省	H29.3
151	水文観測業務規程細則	国土交通省 水管理・国土保全局	H29.3
152	水文観測データ統計処理要領	国土交通省 水管理・国土保全局	H26.3
153	水文観測データ品質照査要領	国土交通省 水管理・国土保全局	H26.3
154	水文観測	全日本建設技術協会	H14
155	絵でみる水文観測	中部建設協会	H13.9
156	流量観測の高度化マニュアル(高水流量観測編)	土木研究所	H28.6
157	河川結氷時の流量推定手法マニュアル(案)	寒地土木研究所	H24.3
158	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国土交通省 水管理・国土保全局治水課	H28.3
159	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財)リバーフロント整備センター	H12.3
160	多自然川づくり基本指針	国土交通省河川局	H18.10
161	中小河川に関する河道計画の技術基準	国土交通省河川局河川環境課・治水課・防災課	H22.8
162	大河川における多自然川づくり — Q&A 形式で理解を深める —	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H31.3

第1編共通編—第2章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
163	実践的な河川環境の評価・改善の手引き	(財)リバーフロント研究所	H31.3
164	ダム貯水池水質改善の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H30.3
165	高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver.2.10 200	農林水産省農村振興局整備部防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R3.7 R2.6
166	小規模河川の氾濫推定図作成の手引き	国土交通省	R2.6
167	ダム事業における環境影響評価配慮作成の手引き(案)	国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課	R2.6
168	豪雨時の土砂生産をともなう土砂動態解析に関する留意点	国土交通省国土技術政策総合研究所	H27.11
169	河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置検討の手引き(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	H30.11
170	大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対策の基本的考え方(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	R2.6
171	高潮特別警戒水位の設定の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	R3.5

[3]道路関係

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60.9
2	道路環境影響評価要覧〈1992年版〉	道路環境研究所	H4.9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H27.6
4	第7次改訂 道路技術基準通達集 — 基準の変遷と通達—	ぎょうせい	H14.3

第1編共通編—第2章設計業務等一般

5	林道規程—運用と解説—	日本林道協会	H23.8
6	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2.2
7	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
8	自転車道必携	自転車道路協会	S60.3
9	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25.6
10	交通工学ハンドブック 2014	交通工学研究会	H25.12
11	クロソイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49.8
12	道路の交通容量	日本道路協会	S59.9
13	道路の交通容量 1985	交通工学研究会	S62.2
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	Transportation Research Board	2010
15	改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 —計画・設計・交通信号制御の手引き— 第3版	交通工学研究会	H30.11 H19.7
16	平面交差の計画と設計—応用編—2007	交通工学研究会	H19.10
17	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24.1
18	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12
19	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29.3
20	道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)及び道路環境影響評価の技術手法 4.騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音(令和2年度版)	国土技術政策総合研究所、土木研究所	H25.3
21	道路土工要綱	日本道路協会	H21.6
22	道路土工—切土工・斜面安定工指針(平成 21 年度版)	日本道路協会	H21.6
23	道路土工—盛土工指針(平成 22 年度版)	日本道路協会	H22.4
24	道路土工—軟弱地盤対策工指針(平成 24 年度版)	日本道路協会	H24.8

第 1 編共通編—第 2 章設計業務等一般

25	道路土工—仮設構造物工指針	日本道路協会	H11.3
26	道路土工—擁壁工指針(平成 24 年度版)	日本道路協会	H24.7
27	道路土工—カルバート工指針(平成 21 年度版)	日本道路協会	H22.3
28	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第 3 版	土木研究センター	H26.8
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
29	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第 3 回改訂版	土木研究センター	H26.8
30	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版	土木研究センター	H25.12
31	アダムウォール(補強土壁)工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26.9
32	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H30.4
33	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成 11 年改訂)	強化プラスチック複合管協会	H11.3
34	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針(平成 11 年改訂)	全国セラミックパイプ工業組合	H11.3
34	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11.3
35	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本 PC ボックスカルバート製品協会	H24.3
36	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25.10
37	道路橋示方書・同解説(I 共通編)	日本道路協会	H29.12
38	道路橋示方書・同解説(II 鋼橋・鋼部材編)	日本道路協会	H29.12
39	道路橋示方書・同解説(III コンクリート橋・コンクリート部材編)	日本道路協会	H29.12
40	道路橋示方書・同解説(IV 下部構造編)	日本道路協会	H29.12
41	道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編)	日本道路協会	H29.12
42	鋼道路橋疲労設計便覧	日本道路協会	R2.9
43	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	R2.9

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

44	鋼道路橋施工便覧(改訂版)	日本道路協会	R2.9
45	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20.1
46	杭基礎設計便覧	日本道路協会	R2.9
47	杭基礎施工便覧	日本道路協会	R2.9
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
48	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H9.12
49	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	H24.4
50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54.1
51	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	R2.9
52	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	R2.9
53	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.4
54	道路橋支承便覧	日本道路協会	H30.12
55	鋼道路橋防食便覧	日本道路協会	H26.3
56	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54.2
57	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59.4
58	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19.3
59	鋼構造架設設計施工指針[2012 年版]	土木学会	H24.6
60	美しい橋のデザインマニュアル第 1 集	土木学会	H5.3
61	美しい橋のデザインマニュアル第 2 集	土木学会	H5.7
62	橋の美Ⅰ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅱ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅲ－橋梁デザインノート	日本道路協会	S52.7 S56.6 H4.5
63	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説 平成 20 年改訂版	日本道路協会	H20.10

第1編共通編—第2章設計業務等一般

64	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11
65	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	R元.9
66	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(令和2年度)	日本道路協会	R2.8
67	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】(改訂版)	日本道路協会	H28.11
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
68	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日本道路協会	H21.2
69	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8.10
70	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21.2
73	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13.9
74	舗装設計施工指針 平成18年版	日本道路協会	H18.2
75	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H4.12
76	舗装設計便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2
77	舗装施工便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2
78	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H8.10
79	舗装再生便覧 平成22年版	日本道路協会	H22.11
80	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59.9
81	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61.9
82	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57.7
83	鐵鋼スラグ路盤設計施工指針	編集:鐵鋼スラグ路盤設計施工指針作成委員会 発行:土木研究センター	H27.3
84	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H29.3
85	設計要領第一集 舗装保全編・舗装建設編	NEXCO	H29.7

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

86	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成 27 年版	国土交通省	H27.3
87	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.5
88	舗装性能評価法－必須および主要な性能指標の評価法編－	日本道路協会	H25.4
89	舗装性能評価法別冊－必要に応じ定める性能指標の評価法編－	日本道路協会	H20.3
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
90	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53.7
91	舗装調査・試験法便覧(平成 31 年度版)(全4分冊)	日本道路協会	H31.3
92	道路震災対策便覧(震前対策編)平成 18 年度改訂版	日本道路協会	H18.9
93	道路震災対策便覧(震災復旧編)平成 18 年度改訂版	日本道路協会	H19.3
94	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会	R 元.7
95	落石対策便覧	日本道路協会	H29.12
96	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	H28.3
97	道路土工構造物技術基準・同解説	日本道路協会	H29.3
98	道路防雪便覧	日本道路協会	H2.5
99	共同溝設計指針	日本道路協会	S61.3
100	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H6.3
101	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10
102	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5.8
103	防護柵の設置基準・同解説(改訂版)/ボラード設置便覧	日本道路協会	R3.3H28.11
104	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16.3
105	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	R2.6
106	道路標識構造便覧	日本道路協会	R2.6

第1編共通編—第2章設計業務等一般

107	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10
108	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10
109	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H31.3
110	LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省	H27.3
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
111	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12
112	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60.9
113	道路標識ハンドブック(2021年度版) 道路標識ハンドブックⅡ(2021年度版) 道路標識ハンドブックⅢ(2020年度版)	全国道路標識・標示業協会編	R4.1H25.2 R4.1 R3.3
114	路面標示ハンドブック第5版	全国道路標識・標示業協会編	H30.10H25
115	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H4.11
116	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11.9
117	(補訂版)道路のデザイン 道路デザイン指針 (案)とその解説	日本みち研究所	H29.11
118	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日本みち研究所	H29.11
118	平成21年度道路環境センサ調査要領	道路局地方道環境課、 国土技術政策総合研究所	H21.6
119	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19.1
120	道路防災総点検要領[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H8.8
121	道路防災総点検要領[地震]	道路保全技術センター	H8.8
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
122	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H8.12
123	道路防災点検の手引[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H19.9
124	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16.3

第1編共通編—第2章設計業務等一般

125	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3
126	鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領	国道課長	H14.5
127	道路脚のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領(案)	高速国道課長、国道課長、有料道路課長	H15.3
128	PCT 桁橋の間詰めコンクリート点検要領(案)	国道課長	H15.1
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
129	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国道・防災課長	H28.12
130	コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領(案)	国道・防災課長	H16.3
131	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H30.6
132	舗装点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H29.3
133	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3
134	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3
135	歩道橋定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3
136	附属物(標識、照明施設等)点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3
137	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会	H30.4
138	舗装性能評価法 -必須および主要な性能指標編-(平成25年版)	日本道路協会	H25.4
139	舗装性能評価法 -必要に応じ定める性能指標の評価法編-	日本道路協会	H20.3
140	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H28.12
140	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会	H24.3
141	道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案)	日本建設機械施工協会	H15.7
142	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25.7
143	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28.3
144	ラウンドアバウトマニュアル	交通工学研究会	H28.4

145	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局 警察庁交通局	H28.7
146	道路橋ケーブル構造便覧	日本道路協会	R3.11
147	舗装種別選定手引き	日本道路協会	R3.12
〔4〕公園緑地関係			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	都市公園技術標準解説書(平成28年度版)	日本公園緑地協会	H28.6
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
2	造園施工管理(改訂第27版)技術編	日本公園緑地協会	H27.6
3	屋外体育施設の建設指針 各種スポーツ施設の設計・施工(平成24年改訂版)	日本体育施設協会	H24.5
4	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	H28.3
5	開発許可の手引き	佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課	H20.2
6	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	公共建築協会	H28年度版
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
7	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	公共建築協会	H28年度版
8	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	公共建築協会	H28年度版
9	公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	公共建築協会	H28年度版
10	公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	公共建築協会	H28年度版
11	建築工事標準詳細図	公共建築協会	H28年度版
12	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	日本建築学会	H22.2
13	建築基礎構造設計指針	日本建築学会	H13.10

〔5〕農業農村整備			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	土地改良事業計画設計基準(計画「海面開拓」)	(社)農業農村工学会	S41.3
2	土地改良事業計画設計基準(設計「水利アスファルト工(前編)」)	(社)農業農村工学会	S42.2
3	土地改良事業計画設計基準(設計「水利アスファルト工(後編)」)	(社)農業農村工学会	S45.6
4	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(設計「水路トンネル」)	(社)農業農村工学会	H26.7
5	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(設計「水路工」)	(社)農業農村工学会	H26.3
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
6	土地改良事業計画設計基準(設計「ダム」)	(社)農業農村工学会	H15.4
7	土地改良事業計画設計基準(設計「農道」)	(社)農業農村工学会	H17.3
8	土地改良事業計画設計基準(計画「水温水質」)	(社)農業農村工学会	S42.11
9	土地改良事業計画設計基準(計画「河口改良」)	(社)農業農村工学会	S42.11
10	土地改良事業計画設計基準(計画「農地開発(開畑)」)	(社)農業農村工学会	S52.1
11	土地改良事業計画設計基準(計画「農地保全」)	(社)農業農村工学会	S54.7
12	土地改良事業計画設計基準(計画「水質障害対策」)	(社)農業農村工学会	S55.8
13	土地改良事業計画設計基準(計画「土層改良」)	(社)農業農村工学会	S59.1
14	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(計画「農業用水(水田)」)	(社)農業農村工学会	H22.7
15	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(計画「農業用水(畑)」)	(社)農業農村工学会	H27.5
16	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(計画「ほ場整備(水田)」)	(社)農業農村工学会	H25.4
17	土地改良事業計画設計基準(計画「暗きょ排水」)	(社)農業農村工学会	H12.11
18	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(計画「農道」)	(社)農業農村工学会	H13.8 H19.3(追補)

第1編共通編—第2章設計業務等一般

19	土地改良事業計画設計基準(計画「農地地すべり防止対策」)	(社)農業農村工学会	H16.3
20	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(設計「ポンプ場」)	(社)農業農村工学会	H18.3
21	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(設計「頭首工」)	(社)農業農村工学会	H20.3
22	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(設計「パイプライン」)	(社)農業農村工学会	H21.3
23	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(計画「排水」)	(社)農業農村工学会	H18.3 H20.3(追補)
24	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(計画「ほ場整備(畑)」)	(社)農業農村工学会	H19.4
25	土地改良事業計画指針(マイクロかんがい)	(社)農業農村工学会	H6.4
26	土地改良事業計画指針(農地開発(改良山成畑工))	(社)農業農村工学会	H4.5
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
27	土地改良事業計画指針(防風施設)	(社)農業農村工学会	S62.9
28	土地改良事業計画指針(畑地帯集水利用)	(社)農業農村工学会	H2.4
29	土地改良事業計画指針(農村環境整備)	(社)農業農村工学会	H9.2 H14.1(追補)
30	土地改良事業設計指針(ファームポンド)	(社)農業農村工学会	H11.3
31	土地改良事業設計指針(ため池整備)	(社)農業農村工学会	H27.5
32	土地改良事業設計指針(耐震設計)	(社)農業農村工学会	H27.5
33	改訂七版農業農村工学ハンドブック	(社)農業農村工学会	H22.8
34	土地改良事業標準設計(擁壁)	(社)農業農村整備情報総合センター	H11.3
35	土地改良事業標準設計(農地造成)	(社)農業農村整備情報総合センター	H1.1
36	土地改良事業標準設計(ほ場整備)	(社)農業農村整備情報総合センター	H3.3
37	土地改良事業標準設計(水路付帯構造物)	(社)農業農村整備情報総合センター	H1.1
38	土地改良事業標準設計図面集(パイプライン付帯工)	(社)農業農村整備情報総合センター	H8.3
39	土地改良事業標準設計図面集(橋梁下部工)	(社)農業農村整備情報総合センター	H11.3

40	土地改良事業標準設計図面集(ボックスカルバート)	(社)農業農村整備情報総合センター	H11.3
41	土地改良事業標準設計図面集(鉄筋コンクリート二次製品)	(社)農業農村整備情報総合センター	H13.2
42	土地改良事業標準設計図面集(擁壁工)	(社)農業農村整備情報総合センター	H13.12
43	電気設備計画設計技術指針(特別高圧編)	(社)農業土木機械化協会	H20.3
44	電気設備計画設計技術指針(高低圧編)	(社)農業土木機械化協会	H19.10
45	水管理制御方式技術指針(計画設計編)	(社)農業土木機械化協会	H25.11
46	鋼構造物計画設計技術指針(小型水門扉利用の手引き編)	(社)農業土木事業協会	H22.3
47	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	(社)農業土木事業協会	H21.11
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
48	高Ns・高流速ポンプ設備計画技術指針	(社)農業土木事業協会	H18.3
49	鋼構造物計画設計技術指針(除塵設備編)	(社)農業土木事業協会	H13.3
50	バルブ設備計画設計技術指針	(社)農業土木機械化協会	H27.3
51	ゴム引布製起伏堰施設技術指針	(社)農業土木事業協会	H19.3

〔6〕森林整備

(森林整備共通)

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	治山林道必携(調査・測量・設計編)	(一社)日本治山治水協会、 日本林道協会	H30.7
2	森林土木ハンドブック	林業土木コンサルタンツ	H17.6
3	森林土木工事安全施工技術指針	森林土木工事安全施工技術指針研究会	H29.11
4	森林土木木製構造物施工マニュアル	(一社)日本治山治水協会、 日本林道協会	H30.7

(治山)			
5	治山技術基準(総則・山地治山編)	日本治山治水協会	H21.10
6	治山技術基準(防災林造成編)	日本治山治水協会	H16.12
7	治山技術基準(地すべり防止編)	日本治山治水協会	H25.10
8	治山技術基準(保安林整備編)	日本治山治水協会	H12.7
9	治山ダム・土留工断面表	林業土木コンサルタンツ	H11.9
10	林道必携(技術編)	日本林道協会	H23.9
(林道)			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
11	森林土木構造物標準設計(擁壁編)	林業土木コンサルタンツ	H18.10
12	森林土木構造物標準設計コンクリート管技術資料	林業土木コンサルタンツ	H15.6
〔7〕電気・機械・設備等			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—
2	解説 電気設備の技術基準	経済産業省原子力安全・保安院	H28.9
3	内線規程 JEAC 8001-2018	日本電機工業会	H28.10
4	電気通信設備工事共通仕様書 平成 31 年版	国土交通省	R 元.6
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成 30 年版	建設電気技術協会	H30.9
6	建築設備設計基準 平成 30 年版	国土交通省	H30.3

第1編共通編—第2章設計業務等一般

7	公共建築工事標準仕様書 [電気設備工事編] 平成 31 年度版	国土交通省	H31.3
8	公共建築工事標準仕様書 [機械設備工事編] 平成 31 年度版	国土交通省	H31.3
9	公共建築設備工事標準図 [電気設備工事編] 平成 31 年版	国土交通省	H31.3
10	公共建築設備工事標準図 [機械設備工事編] 平成 31 年版	国土交通省	H31.3
11	電気設備工事監理指針	公共建築協会	H28.10
12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とり まとめ要領	建設電気技術協会	H12.3
13	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3
14	通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説	建設電気技術協会	H25.3
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
15	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3
16	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建設電気技術協会	H29.9
17	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	建設電気技術協会	H29.11
18	電気通信施設設計要領・同解説(情報通信システム編)	建設電気技術協会	H30.1
19	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	建設電気技術協会	H31.4
20	電気通信施設劣化診断要領・同解説(電力設備編)	建設電気技術協会	H18,11
21	機械工事塗装要領(案)・同解説	国土交通省	H22.3
22	機械工事共通仕様書(案)	国土交通省	H29.3
23	機械工事管理基準(案)	国土交通省	H29.3
24	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル (案)	国土交通省	H27.3
25	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H27.3
26	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル(案)	国土交通省	H30.3
27	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H28.3

注意:なお、使用に当たっては、最新版を使用するものとする。

第4章 道路設計

第1節 道路設計の種類

第4401条 道路設計の種類

道路設計の種類は以下のとおりとする。

1. 道路
2. 歩道(自転車歩行者道を含む)
3. 平面交差点
4. 立体交差点
5. 道路休憩施設
6. 一般構造物

第2節 道路設計

第4402条 道路設計の区分

1. 道路設計の区分

道路設計は以下の区分により行うものとする。

- (1) 道路概略設計((A)、(B))
- (2) 道路予備設計(A)
- (3) 道路予備修正設計(A)
- (4) 道路予備設計(B)
- (5) 道路予備修正設計(B)
- (6) 道路詳細設計

第4403条 道路概略設計

1. 業務目的

道路概略設計は、第1206条設計業務の内容第2項に示す業務を、設計図書に基づいて検討し、事業を実施しようとする最適の路線を選定することを目的とする。本業務は使用する地形図の種類により以下に細分される。

- (1) 概略設計(A)は地形図(縮尺 1/5,000)をもとに行う設計をいう。
- (2) 概略設計(B)は地形図(縮尺 1/2,500)をもとに行う設計をいう。

2. 業務内容

- (1) 設計計画

- 4) 設計計算書
 - 5) 概算事業費
 - 6) 用地幅杭調書
 - 7) その他必要事項
3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計(A)、同修正設計成果一式
- (2) 地質調査成果一式
- (3) 測量成果一式

第 4407 条 道路予備修正設計(B)

1. 業務目的

道路予備修正設計(B)は、道路予備設計(B)が完了後、発注者において変更が生じた場合、受注者は設計図書に基づき道路予備設計(B)の成果に基づき道路予備設計(B)と同一水準の業務を行うことを目的とする。

2. 業務内容

受注者は、業務内容について、第 4406 条道路予備設計(B)第 2 項に準ずるものとする。なお、縦断設計を除くものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計(B) 成果一式
- (2) 地質調査成果一式
- (3) 測量成果一式

第 4408 条 道路詳細設計

1. 業務目的

道路詳細設計は、道路予備設計(B)、或いは同修正設計(B)で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第 1206 条設計業務の内容第 4 項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、予備設計で計画されている構造物等の位置、交差または付替道路、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行うものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、平面設計について、実測平面図を用い道路予備設計(B)、或いは同修正設計により決定された線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、型式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を決定し、20m毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。

(4) 横断設計

受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、道路横断の詳細構造を設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受注者は、一般構造物[擁壁(小構造物を除く)、函渠、特殊法面保護工、落石防護工等をいう。]及び、管渠(応力計算が必要なもの)、溝橋、大型用排水路(幅 2m超かつ延長 100m超)、地下道、取付道路(幅 3m超かつ延長 30m超)側道、階段工(高さ 3m以上)等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第 4424 条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁(高さ 2m未満)、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路(幅 2m以下または延長 100m以下)、集水桝、防護柵工、取付道路(幅 3m以下または延長 30m未満)、階段工(高さ 3m未満)等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。

(8) 用排水設計

受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。

(9) 舗装工設計

受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性(ライフサイクルコスト)等を考慮し、「舗装種別選定の手引き」(公益社団法人日本道路協会 R3.12)に示されたチェックシート等を参考に舗装(アスファルト舗装/コンクリート舗装等)を比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

第2章 砂防調査・計画

第1節 砂防調査・計画

第5201条 砂防調査・計画の種類

砂防調査・計画の種類は、以下のとおりとする。

1. 砂防調査
2. 砂防計画

第2節 砂防調査

第5202条 砂防調査の区分

砂防調査は、以下の区分により行うものとする。

1. 土砂・洪水氾濫対策調査
2. 土石流対策調査
3. 流木対策調査
4. 火山対策砂防調査

第5203条 土砂・洪水氾濫対策調査

1 業務目的

土砂・洪水氾濫対策調査は、流域における土砂の生産およびその流出による土砂災害の対策計画立案のための調査を目的とする。

2 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料、既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的として現地踏査を行い、現地の状況を把握し、整理するものとする。別途現地調査を必要とする場合は、調査内容を監督員と協議するものとする。

(4) 流域特性調査

受注者は、文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるとともに、対象流域の流域区分、谷次数区分などを行い、図表にとりまとめるものとする。

(5) 降雨流出解析

受注者は、降雨流出解析について、以下の調査を実施するものとする

1) 雨量等資料収集整理

対象流域および近傍の雨量資料に基づき、年最大時間・日雨量および異常出水の毎時雨量を調査する。

2) 統計解析

流域の主要な地点について、設計図書に示す解析条件により時間・日雨量の確率解析を行う。

3) 降雨特性検討

主要災害時の降雨原因、総降雨量、地域分布ならびに降雨継続時間などを調査し、その特性を把握する。

4) 流出解析

設計図書に基づく解析条件により流出解析を行い、計画基準点における計画ハイドログラフを設定する。

(6) 地形・地質調査

受注者は、対象流域の地形・地質について、以下の調査を実施するものとする。

1) 既存資料調査整理(地形)

文献・資料と貸与される地形図・空中写真をもとに、周辺の地形状況・崩壊・リニアメントなどの地形特性を整理しとりまとめる。

2) 既存資料調査整理(地質)

文献・貸与される既存地質図および地質資料をもとに地質概況図を作成する。

3) 現地調査解析(地形)

既存資料の調査整理及び現地調査により、計画土砂量・砂防施設配置計画の検討に必要な地形情報を把握する。

4) 現地調査解析(地質)

既存資料の調査整理及び現地調査により、計画土砂量・砂防施設配置計画の検討に必要な地質情報を把握する。

(7) 自然環境調査

受注者は、対象流域の自然環境について以下の調査を実施するものとする。

1) 事前調査

現地調査を行う前に、過去に実施された調査結果、既往文献調査及び聞き取り調査により溪流及び周辺地域における諸情報をとりまとめる。

2) 現地調査

事前調査の成果を踏まえて調査区域を現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督員の承諾を得て、現地調査を行う。

3) 調査結果のとりまとめ

調査結果のとりまとめは、所定の様式に基づき、とりまとめ、考察を行う。

(8) 既存施設調査

受注者は、対象流域の既存施設について以下の調査を実施するものとする。

1) 資料収集整理

既成の砂防設備台帳により施設の分類・施設の諸元等を整理し、施設現況図を作成する。なお、他機関の施設の調査については設計図書によるものとする。

2) 現地調査とりまとめ

砂防設備台帳への未計上分の施設の諸元は、現地調査によりとりまとめるものとする。

(9) 生産土砂量調査

受注者は、対象流域の生産土砂量について、崩壊地調査、溪流調査及び変動調査を実施するものとする。

1) 崩壊地調査

空中写真もしくは実測図及び現地調査を併用し、崩壊規模と生産土砂量を調査し、新規崩壊土砂量・拡大見込み土砂量・既存崩壊残存土砂量を推定する。

2) 溪流調査

溪流調査は、支川の合流点を基準とし、河道縦断線に沿う累加距離に対して変化する溪床勾配、谷幅及び溪床土砂堆積深を把握する。

3) 変動調査

溪流調査結果に基づき溪床生産土砂量を推定する。

(10) 流送土砂量調査

受注者は、対象流域の流送土砂量について、河床材料調査、河床変動調査及び流砂量調査を実施するものとする。

1) 河床材料調査

河床材料調査は、設計図書に示す調査方法を用いて、粒度分布・平均粒径ならびに必要な応じ比重・沈降速度・空隙率を調査する。

2) 河床変動量調査

河床変動計算・縦断測量成果などにより、砂防施設計画のための河床変動量を把握する。

3) 流砂量調査

流砂量調査は、河床縦断勾配、河床材料調査結果などから、河道を掃流区間と土石流区間とに区分し、流送形態毎に未満砂の砂防えん堤やダム貯水池の堆砂測量結果、災害実績河床変動量あるいは流砂量算定式などから基準点における流砂量を算出する。

(11) 経済調査

受注者は、対象流域の経済調査および社会特性調査を実施するものとする。

1) 経済調査

経済調査は、発注者より貸与される資産資料および災害実績図に基づき、設計図書に示す方法により想定氾濫区域内の経済効果の評価を行う。

2) 社会特性調査

文献、他機関資料により対象流域の土地利用状況、法規制状況を調査しとりまとめる。

(12) 総合検討

受注者は、砂防調査の結果を踏まえ、技術的考察を加え総合的に評価するとともに、今後の課題、方針について記述するものとする。

(13) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 地形図

(2) 空中写真

(3) 既存地質図、地質資料

(4) 国立公園、天然記念物、貴重な動・植物に関する資料

(5) 雨量資料

(6) 砂防設備台帳

(7) 他機関の施設の資料

(8) 崩壊地実測図

(9) 河床縦横断測量成果

(10) 資産資料

(11) 災害実績図

(12) 土地利用、法規制に関する資料

(13) 航空レーザ測量成果

(14) 業務に関連する既往調査報告書

第 5204 条 土石流対策調査

1 業務目的

土石流対策調査は、土石流を対象とする砂防計画立案のための調査を目的とする。

2 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、流域特性、既存施設、移動可能土砂量、最大粒径について現地調査を行うものとする。

(4) 流域特性調査

受注者は、文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるものとする。

(5) 既存施設調査

受注者は、既存施設調査について、第 5203 条土砂・洪水氾濫対策調査第 2 項の(8) に準じるものとする。

(6) 移動可能土砂量調査

受注者は、空中写真判読および現地調査結果に基づき、崩壊による土砂、溪床堆積物のうち二次移動の可能性のある土砂の量・位置・堆積状況について調査するものとする。

(7) 土石流によって運搬できる土砂量の調査

受注者は、雨量、流動中の土石流の容積濃度を考慮して、計画規模の土石流によって運搬できる土砂量の調査を行うものとする。

(8) 総合検討

受注者は、総合検討について、第 5203 条土砂・洪水氾濫対策調査第 2 項の(12) に準じるものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地形図

(2) 空中写真

(3) 地形・地質、荒廃状況、既往災害、保全対象、に関する文献・資料

- (4) 砂防設備台帳、他機関施設に関する資料
- (5) 雨量資料
- (6) 土石流危険渓流カルテ
- (7) 航空レーザ測量成果
- (8) 業務に関連する既往調査報告書

第5205条 流木対策調査

1 業務目的

流木対策調査は、流木の流出による災害対策計画立案のための調査を目的とする。

2 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、流域現況、既存施設、流木の発生原因、流木の発生場所・量・長さ・直径について現地調査を行うものとする。

(4) 流域現況調査

受注者は、調査流域の状況について下記の調査を行うものとする。

1) 地形調査

文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形について調査し、とりまとめる。

2) 地質調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地質について調査し、とりまとめる。

3) 林相調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の林相について調査し、とりまとめる。調査はサンプリングによる調査を標準とする。

4) 荒廃状況調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の荒廃状況について調査し、とりまとめる。

5) 既往災害調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の既往災害につ

いて調査し、とりまとめる。

6) 保全対象の状況調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の保全対象の状況について調査し、とりまとめる。

(5) 既存施設調査

受注者は、既存施設調査について、第5203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項の(8)に準じるものとする。

(6) 流木の発生原因の調査

受注者は、流域現況調査結果を総合的に判断し、流木の発生原因を調査するものとする。

(7) 流木の発生場所・量・長さ・直径の調査

受注者は、現地調査、空中写真判読および過去の災害資料をもとに流木の発生原因を考慮して、対象流域における流木の発生場所、量、長さ、直径の調査を行うものとする。

(8) 総合検討

受注者は、総合検討について、第5203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項の(12)に準じるものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 地形図

(2) 空中写真

(3) 地形・地質、林相、荒廃状況、既往災害、保全対象、に関する文献・資料

(4) 砂防設備台帳、他機関の施設に関する資料

(5) 航空レーザ測量成果

(6) 業務に関連する既往調査報告書

第5206条 火山砂防調査

1 業務目的

火山砂防調査は、火山砂防地域における火山活動ならびに降雨等に起因して発生する土砂災害への対策計画立案のための調査を目的とする。

2 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 火山活動履歴調査

受注者は、文献・資料により対象火山の火山活動履歴について調査するものとする。

(4) 現地調査

受注者は、噴火対応および降雨対応のそれぞれについて土砂移動実績、流動物質の性質など業務実施に伴い必要となる事項について現地調査を行うものとする。

(5) 土砂移動実績図の作成

受注者は、空中写真判読、現地調査により、噴火対応および降雨対応のそれぞれについて過去の主要な土砂移動の範囲と規模を示す土砂移動実績図を作成するものとする。

(6) 総合検討

受注者は、総合検討について、第5203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項の(12)に準じるものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 地形図
- (2) 空中写真
- (3) 火山活動履歴に関する文献・資料
- (4) 雨量資料
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

第3節 砂防計画

第5207条 砂防計画の区分

砂防計画は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 土砂・洪水氾濫対策計画
- (2) 土石流対策計画
- (3) 流木対策計画
- (4) 火山対策計画

第5208条 土砂・洪水氾濫対策計画

1 業務目的

土砂・洪水氾濫対策計画は、土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づいて、流域における土砂の生産および流出による土砂災害を防止するための対策計画の検討を目的とする。

2 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、砂防施設配置計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

(3) 計画土砂量等検討

受注者は、土砂・洪水氾濫対策調査結果に基づいて基本方針の策定および計画生産土砂量、計画流出土砂量の検討を行うものとする。

1) 基本方針策定

計画の規模・流域分割・計画基準点の設定について実施する。

2) 計画精算土砂量

土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づき計画生産土砂量を検討する。

3) 計画流出土砂量

土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づき計画規模洪水時の計画基準点における流出土砂量を検討する。

(4) 砂防施設配置計画

受注者は、砂防施設配置計画について基本事項および施設配置計画の検討を行うものとする。

1) 基本事項検討

土砂処理計画として、土砂生産抑制計画及び土砂流送制御計画について検討する。

2) 施設配置計画

既存砂防施設による施設効果および基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。

3) 対策優先度の検討

基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、計画した施設の対策優先度を検討する。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1). 計画土砂量等検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2). 配置計画諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3). 基本事項、施設配置計画に基づき、対策優先度の検討結果についての妥当性の確認をする。
- 4). 全ての成果物についての正確性、適切性、整合性の確認をする。

(6) 総合検討

受注者は、土砂・洪水氾濫対策調査および土砂・洪水氾濫対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3 貸与資料

発注者が、受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 土砂・洪水氾濫対策調査の成果物
- (2) 地形図
- (3) 空中写真
- (4) 既往砂防施設についての資料(施設台帳、位置図等)
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

第5209条 土石流対策計画

1 業務目的

土石流対策計画は、土石流対策調査の結果に基づいて、土石流に対する砂防計画の検討を目的とする。

2 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

第 5 編砂防及び地すべり対策等編—第 2 章砂防調査・計画

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、土石流対策計画に必要な事項について調査を行うものとする。

(3) 計画諸元の設定

受注者は、流域の特性を考慮し、土石流対策の計画基準点および降雨量の年超過確率等から計画規模を設定するものとする。

(4) 計画流出土砂量の設定

受注者は、計画規模の土石流による計画流出土砂量を設定するものとする。

(5) 土石流による被害の推定

受注者は、計画規模の土石流が流出した場合の保全対象の受ける被害を推定するものとする。

(6) 土石流対策施設配置計画

受注者は、土石流対策施設計画について基本事項および施設配置計画の検討を行うものとする。

1) 基本事項検討

計画流出土砂量を合理的かつ効果的に処理するための対策施設について基本事項を検討する。

2) 施設配置計画

既存砂防施設による土砂整備率および基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。

3) 対策優先度の検討

基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、土石流の抑止・抑制・補足・導流などの対策について優先度を検討する。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 5208 条土砂・洪水氾濫対策計画第 2 項(5)に準ずるものとする。

(8) 総合検討

受注者は、土石流対策調査および土石流対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 土石対策調査の成果品

(2) 地形図

(3) 空中写真

(4) 既往砂防施設についての資料(施設台帳、位置図等)

- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

第 5210 条 流木対策計画

1 業務目的

流木対策計画は、流木対策調査の結果に基づいて、流木の流出による災害対策の検討を目的とする。

2 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、流木対策計画に必要な事項について調査を行うものとする。

(3) 計画流木量の設定

受注者は、計画基準点に流出する流木の量、長さ、直径を検討するものとする。

(4) 流木による被害の推定

受注者は、計画規模の流木が流出した場合の保全対象の受ける被害を推定するものとする。

(5) 流木対策施設配置計画

受注者は、流木対策施設配置計画について、以下の検討を行うものとする。

1) 基本事項検討

計画流木量を合理的かつ効果的に処理するための対策施設について基本的事項を検討する。

2) 施設配置計画

既存砂防施設による基本事項の検討結果に基づき、計画対策施設の位置、工種、規模を検討する。

3) 対策優先度の検討

基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、流木の生産抑制・捕捉などの対策施設の対策優先度を検討する。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 5208 条土砂・洪水氾濫対策計画第 2 項(5)に準ずるものとする。

(7) 総合検討

受注者は、流木対策調査および流木対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 流木対策調査の成果品
- (2) 地形図
- (3) 空中写真
- (4) 既往砂防施設についての資料(施設台帳、位置図等)
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

第5211条 火山砂防計画

1 業務目的

火山砂防計画は、火山砂防調査の結果に基づいて、火山砂防地域における火山活動ならびに降雨等に起因して発生する土砂災害への対策計画の検討を目的とする。

2 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、火山砂防計画に必要な事項について調査を行うものとする。

(4) 計画対象現象と計画対象量の設定

受注者は、噴火対応、降雨対応のそれぞれについて、以下の検討を行うものとする。

1) 噴火対応計画対象量設定

噴火対応については、火山泥流・溶岩流・火砕流などの現象のうち対象火山の噴火履歴・土砂移動特性から想定される現象を計画対象現象とし、現象ごとに土砂量算定点を設けて、それぞれの計画対象量を設定する。

2) 降雨対応計画対象量設定

降雨対応については、火山泥流・土石流等の現象のうち対象火山の土砂移動特性から想定される現象を計画対象現象とし、基準点を設けて計画対象量を設定する。

(5) 火山災害予想区域図の作成

受注者は、前項で設定した各現象ごとの影響の範囲と影響の程度を示す火山災害予想区域図を作成する。

(6) 保全対象の設定

受注者は、火山災害予想区域図で想定される土砂移動の影響範囲において、保全対象を現象ごとに把握するものとする。

(7) 火山対策砂防施設配置計画

受注者は、火山対策砂防施設配置計画について、以下の検討を行うものとする。

1) 噴火対応基本対策検討

噴火対応については、計画対象現象と計画対象量の検討結果に基づき、火山砂防計画の基本対策を検討する。

2) 降雨対応対策検討

降雨対応については、既存砂防施設による土砂整備率を算定すると共に、計画対象土砂量を合理的かつ効果的に処理するための土石流などの抑止・抑制・捕捉・導流などの対策について検討する。

(8) 警戒避難体制整備計画

受注者は、計画対象現象から人命を守るための、警戒避難体制整備計画の基本対策を検討するものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 5208 条土砂・洪水氾濫対策計画第 2 項(5)に準ずるものとする。

(10) 総合検討

受注者は、火山砂防調査および火山対策砂防計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 火山対策砂防調査の成果物

(2) 地形図

(3) 空中写真

(4) 既往砂防施設についての資料(施設台帳、位置図等)

(5) 航空レーザ測量成果

(6) 業務に関連する既往調査報告書

第 4 節 成果物

第5212条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

(1) 土砂・洪水氾濫対策調査 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
現地概査	現地写真ルートマップ 結果とりまとめ		
流域特性調査	流域区分図	1:100,000～1:150,000	
	谷次数区分図	1:100,000～1:150,000	
	既往災害土砂災害状況図	1:25,000～1:50,000	
	保全対象位置図	1:25,000～1:150,000	
降雨流出解析	年最大時間雨量・日雨量		
	異常出水時の毎時雨量表		
	雨量の確立計算書		
	計画ハイドログラフ		
地形・地質調査	地形概況図	1:25,000～1:50,000	
	地質概況図	1:25,000～1:50,000	
自然環境調査	国立公園、天然記念物、貴重動植物の分布図	1:25,000～1:50,000	
既存施設調査	施設現況図	1:5,000～1:25,000	
生産土砂量調査	崩壊地分布図	1:5,000～1:25,000	
	溪流調査図		
流送土砂量調査	河床材料調査箇所位置図	1:25,000～1:50,000	
	粒度分布図		
	土砂流送形態分布図	1:5,000～1:25,000	
経済調査	土地利用・法規制状況図	1:25,000～1:50,000	
報告書作成	報告書		

(2) 土石流対策調査 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
現地調査	現地写真、ルートマップ 最大礫調査結果、 結果とりまとめ		
流域特性調査	地形・地質状況図	1:25,000～1:50,000	
	荒廃状況図	1:5,000～1:25,000	
	既往災害状況図	1:5,000～1:25,000	
既存施設調査	施設現況図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

(3) 流木対策調査 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
現地調査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
流域特性調査	地形・地質状況図	1:25,000～1:50,000	
	林相図	1:5,000～1:25,000	
	荒廃状況図	1:5,000～1:25,000	
	既往災害状況	1:5,000～1:25,000	
	サンプリング調査結果		
既存施設調査	施設現況図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

(4) 火山対策砂防調査 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
火山活動履歴調査	火山活動履歴図、 ルートマップ 結果とりまとめ		
現地調査	現地写真		
	既往災害状況図	1:5,000～1:25,000	
土砂移動実績図の作成	土砂移動実績図 (ディザスターマップ)	1:25,000～1:50,000	
報告書作成	報告書		

(5) 土砂・洪水氾濫対策計画 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
現地調査	現地写真		
計画土砂量等調査	流域区分・基準点位置図	1:5,000～1:25,000	
砂防施設配置計画	砂防施設配置計画図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

(6) 土石流対策施設計画 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
現地調査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
土石流対策施設計画	土石流対策施設配置計画図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

(7) 流木対策施設計画 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
現地調査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
流木対策施設配置計画	流木対策施設配置計画図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

(8) 火山対策施設計画 成果物一覧

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
現地調査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
火山対策施設配置計画	火山対策施設配置計画図	1:5,000～1:25,000	
	火山災害予想区域図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

第9編 森林整備編

第1章 治山設計業務

第1節 治山ダム工設計

第9101条 治山ダム工予備設計

1. 業務目的

治山ダム及び副ダム等の予備設計は、設計図書に基づく設計条件、測量調査資料、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な治山ダム工等の基本諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査(測量、地質調査等)を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 基本事項検討

受注者は、治山ダム工等の計画条件を確認し、以下の検討を行い予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

ア 地質条件検討

地質調査資料を基に、地形、地盤強度、断層等の地質条件の検討整理を行う。

イ 設計条件検討

計画流量、計画土砂量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。

ウ 環境条件検討

環境の資料の検討、整理を行い予備設計の基礎資料とする。

(4) 配置設計

受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性・経済性、維持管理の難易、環境を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を基本として3案立案するものとする。

ア 治山ダム工等の形式の選定

治山計画、治山ダム工等の計画地点の形式条件、施工条件に基づき、諸基準との適合性を考慮して選定する。

イ 比較案作成

選定された治山ダム工等の形式を適用して、3案の位置・規模・効果量について、ペーパーロケーションにより基本形形式、構造の比較案を作成する。

8. 流路工実施設計

表3-8 流路工実施設計の成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ結果とりまとめ		
基本事項決定	(1)設計諸元 (2)計画断面 (3)床固工、帯工の基本構造 (4)地形地質条件・環境条件		
施設設計検討	(1)設計計算 (2)設計図作成 (3)護岸工付帯構造物設計 (4)景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1)施工計画 (2)仮設構造物設計		
数量計算書	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
実施設計図	(1)位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2)平面図	1:500~1:1,000	
	(3)縦断図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200	
	(4)横断図	1:100~1:200	
	(5)構造図	1:50~1:100	

9. 流路工実施設計の成果物(簡略版)

表3-3 治山ダム設計B実施設計の成果物一覧に準ずる。

第4節 山腹工等

第9111条 山腹工設計

1. 設計内容

山腹工の設計は、次の各号によるものとする。

- (1) 現地調査
- (2) 基本事項の決定
- (3) 山腹工の設計

2. 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

3. 現地調査

山腹工の工種、配置、構造、規格及び施工方法等の決定に必要な自然的特性、社会

経済的條件の調査並びに資料収集を行うものとするが、治山全体計画がある場合は、現地確認を行うものとする。

4. 基本事項の決定

現地調査の結果及び設計条件等に基づき、工種工法等の基本的事項を定め、基礎工・緑化工等各工種及び構造物の配置を決定するものとする。

5. 山腹工の設計

山腹工の設計は、次の各号によるものとする。

(1) 施設設計計画

基本事項の決定に基づき、土留工、水路工、のり切工等の山腹工の工種、型式、規模、構造等を決定する。工事施工に必要な資材などの運搬方法等の仮設計画も含める。

(2) 安定計算

構造物の型式、規模等の決定に必要な安定計算を行う。

(3) 設計図作成

平面図(工種配置図を兼ねる)、構造図(詳細図等を含む)、縦断面図、横断面図等を作成する。簡易な構造物は、標準図、模式図等を作成する。

(4) 数量計算

工種別に構造物等の数量、建設に係る資材等を算出する。

(5) 照査

受注者は、照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

第9112条 海岸防災林造成の設計

1. 設計内容

海岸防災林造成の設計(防潮工を除く。)は、次の各号によるものとする。

(1) 現地調査

(2) 基本事項の決定

(3) 海岸防災林造成の設計

2. 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

3. 現地調査

海岸防災林造成の種類、各構造物の位置、高さ、型式、構造、規格及び施工方法等の決定に必要な自然的特性、社会経済的條件の調査並びに資料収集を行うものとするが、治山全体計画がある場合は、現地確認を行うものとする。

4. 基本事項の決定

現地調査の結果及び設計条件等に基づき、工種工法等の基本的事項を定め、各工種及び構造物等の配置を決定する。

5. 海岸防災林造成の設計

海岸防災林造成の設計(防潮工を除く。)は、次の各号によるものとする。

(1) 施設計画

基本事項の決定に基づき、砂丘造成、森林造成の工種を決定する。設計図書に基づき、工事施工に必要な仮排水、資材運搬施設、安全施設等の概略設計を行うものとする。

2. 地質・土質調査業務共通仕様書

第1章 総則

第101条 適用

1. 地質・土質調査共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部の発注する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務(以下「地質・土質調査業務」という。)に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読みとりと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
4. 設計業務及び測量業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、収支等命令者をいう。
2. 「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び一般監督員を総称していう。
4. 「検査員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第10条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
6. 「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
7. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
8. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該調査業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
9. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
10. 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。

光ケーブルその他)が予想される場合は、監督員に報告し、関係機関と協議の上現地立会を行い、位置、規模、構造等を確認するものとする。

第106条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で監督員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第107条 監督員

1. 発注者は、地質・土質調査業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。

第108条 管理技術者

1. 受注者は、地質・土質調査業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(選択科目:建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質)又は建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質))、国土交通省登録技術者資格(資格が対象とする区分(施設分野一業務)は特記仕様書による)、シビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。~~なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合は、又は内業を含み、かつその範囲が、第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者とすることができる。~~
4. 管理技術者は、監督員が指示する関連のある地質・土質調査業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

第2章 機械ボーリング

第201条 目的

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や地下水位を確認するとともに、必要に応じて試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。

第202条 土質の分類

土質の分類は、JGS0051(地盤材料の工学的分類方法)によるものとする。

第203条 調査等

1. ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。
2. ボーリング位置、深度及び数量
 - (1) ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については設計図書によるものとする。
 - (2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督員の立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。

3. 仮設

足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付けるとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するよう設置しなければならない。

4. 掘進

- (1) 孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。
- (2) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。
- (3) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。
- (4) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。
- (5) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締まり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。
- (6) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。
- (7) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。
- (8) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。
- (9) 掘進中は孔曲がりのないように留意し岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位(被

圧水頭)を測定するものとする。

- (10) 試料を採取するオールコアボーリング*¹の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。

試料を採取しない場合はノンコアボーリング*²を行うこととする。

ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。

※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱(コア箱)に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。

※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング(採取資料の土質試験)等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。

5. 検尺

- (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督員と協議するものとする。
- (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。

6. コア

- (1) 採取したコアは、掘進完了後ボーリング柱状図、コア写真を添付して監督員の確認を受けなければならない。
- (2) 採取したコアは、監督員から提出の指示がない場合、適正に処分しなければならない。

7. その他

採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。

第204条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

1. 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む)
2. 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、柱状図に整理し提出するものとする。
3. **採取したコア提出の要否は監督員より指示する。**ダム、港湾施設、杭基礎、トンネル、地すべり対策及び監督員から指示があったコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。~~採取したコアの提出要否については、監督員と協議するものとする。~~
4. コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影(カラー)し、整理するものとする。

3. 測量業務共通仕様書

第1章 総則

第101条 適用

1. 測量業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部の発注する測量業務に係る土木設計業務等委託契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の中に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
4. 設計業務及び地質・土質調査業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、収支等命令者をいう。
2. 「受注者」とは、測量業務等の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び一般監督員を総称していう。
4. 「検査員」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
6. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
7. 「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」とは、測量業務に関する技術上の知識を有する物で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
8. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
9. 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。
10. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。

のとする。

第107条 監督員

1. 発注者は、測量業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。

第108条 管理技術者

1. 受注者は、測量業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
4. 管理技術者は、監督員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。
5. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第109条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
2. 測量業務作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
3. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第110条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

る通知)、第二十三条(永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄)、第三十七条(公共測量の表示等)、第四十条(測量成果の提出)等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。また、規程第15条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。

第115条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合には、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、測量業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、監督員の指示に基づいて変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第116条 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第13条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時には、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者は、これに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入に当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入に際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業終了後10日以内(休日等を除く)に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第117条 成果物の提出

1. 受注者は測量業務が完了した場合には、設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。なお、成果物の納品は2部とする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。
4. 受注者は、「土木設計業務の電子成果品要領(案)及び測量成果電子納品要領(案)(以下「要領」という。))に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン 佐賀県」及び「電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】(国土交通省・令和3年3月)」に基づくものとする。

第118条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、測量業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第119条 検査

1. 受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
2. 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 測量業務成果物の検査
 - (2) 測量業務管理状況の検査

測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン 佐賀県」及び「電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】(国土交通省・令和3年3月)」に基づくものとする。

第120条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書32条第

第3章 山地治山等測量

第1節 測量に関する一般事項

第301条 山地治山等測量業務の種類

測量業務の種類は、次の各号によるものとする。

- (1) 基準点測量等
 - ア 基準点測量
 - イ 用地測量
 - ウ 地形測量
- (2) 山地治山等測量
 - ア 溪間工の測量
 - イ 山腹工の測量
 - ウ 海岸防災林造成の測量
 - エ 防風林造成の測量
 - オ なだれ防止林造成の測量
 - カ 土砂流出防止林造成の測量
 - キ 保安林整備の測量
 - ク 保安林管理道の測量
 - ケ 水土保持山等の測量
- (3) 地すべり防止測量
 - ア 実態調査の測量
 - イ 機構調査の測量
 - ウ 地すべり防止工の測量

第302条 使用器材

測量に用いる器材は、表3-1に掲げるものと同等以上の性能を有し、点検整備したものとする。

表3-1 測量に用いる器材

区分	器材の名称	測定区分	性能
一般の測量	トータルステーション (光波測距儀)	水平角 鉛直角 距離	1 最小読定値がmmまで可能なもの。 2 精度(検定書による) (1)測定距離が2km以上可能なものは $\pm(10\text{mm}+D\div 10\text{万})$ (2)測定距離が2km未満のものは $\pm 30\text{mm}$ 以内 注) Dは測定距離で、km単位
	GPS観測機	座標・標高	1 水平成分 ΔN ・ ΔE の差 $20\text{mm}\sqrt{N}$ N:辺数 2 高さ成分 Δu の差 $30\text{mm}\sqrt{N}$ N:辺数
	レベル	水準	1 水準器感度40秒/2mm以内のものであること。 2 望遠鏡の倍率は20倍以上であること。
	標尺	距離	長さが5m以内で、目盛は0.5cmであること。

3.測量業務共通仕様書－第3章山地治山等測量

簡易な測量	ポケットコンパス	方位角 鉛直角	1 磁針の長さは7cmを標準とし、望遠鏡つきであること。 2 水平目盛及び鉛直目盛の最小読定値が1度以内であること。
	メートル縄	距離	1 目盛のある部分の長さが100m以内であること。 2 目盛は10cm以内であること。
	ポール	距離	長さは2～3m、目盛20cmを標準とする。

第303条 公差及び測定方法

測量公差及び測定方法は、表3-2によるものとする。

表3-2 測量の公差及び測定方法

種類 区分		測量器材		レベル	トータルステーション	ポケットコンパス
		公 差	規定角又は角 規約との公差			
水平角 又は磁 針方位	測定方法				正位・反位 1対回	前視・後視 各1回
	最小読定値				1分以内	1度以内
	公 差	規定角又は角 規約との公差			$1.5 \text{分} \sqrt{n}$ n = 測点数	
鉛直角	測定方法					前視・後視 各1回
	最小読定値				1分以内	1度
距離	測定方法		1回		2セット	2回
	最小読定値		(標尺)0.5cm		1 c m	10 c m
	公 差	読定公差			2 c m以内	10 c m
公差	座標閉合差				距離の総和の 1000分の1	図上距離の総和の 100分の1
	高低閉合差		500m往復で 5 c m以内		$20 \text{ c m} \sqrt{n}$ n = 使用した辺数	

GNSS基準点測量 (1～4級)		
仮定三次元網平均計算による	水平位置の閉合差	$\Delta S = 10\text{cm} + 4 \text{ cm} \sqrt{N}$ ΔS : 既知点の成果値と仮定三次元網平均計算から求められた距離 N : 既知点までの最短辺数
	標高の閉合差	$25\text{cm} + 4.5 \text{ cm} \sqrt{N}$ を標準とする N : 辺数
	新点水平位置の標準偏差	10 c m
	新点標高の標準偏差	20 c m

第304条 基準点

基準点は、次の各号の点とするものとする。

- (1) 国土地理院の設置した三角点、水準点又は公共測量に基づく多角点及び基準点測量を実施して設置した基準点、水準点
- (2) 国土地理院発行の地形図に明示されている地点、地物等を基準として定めた水準点

第305条 測量杭

1. 測量に使用する杭の材質、形状、寸法等は、表3-3を標準とするものとする。

表3-3 山地治山等測量杭

名称	材質	杭の表示色
基準点杭 I. P杭	木又は 合成樹脂	赤色
測点杭	木又は 合成樹脂	赤色

2. 基準点杭は、測量の起点、終点及び工作物計画箇所付近に、移動や浮沈のないよう堅固に設置するものとする。
3. I.P杭及び測点杭は、移動や浮沈のないよう堅固に設置するものとする。
4. 杭の設置が不可能な箇所は、岩盤等に設置し、鋏又はペンキ等で明示するものとする。
5. 測量杭は、原則として測点番号を前測点の方向に向けて設置するものとする。
6. 測量杭は、上端を赤ペンキ等で着色して識別し易くするとともに、移動、紛失を防ぐため適宜保護し、必要ある場合は、引照点を設けるものとする。

第306条 測量野帳等

測量の結果は、測量野帳等に記入し、一件ごとに整理し、保存するものとする。

第307条 図面

1. 平面図には、測点及び番号、基準点位置、引照点、方位、縮尺、標高、等高線、計画及び既設工作物、築設年度、既施工地等設計に必要な諸元を記入するものとする。
2. 工種配置図には、測点及び番号、基準点位置、引照点、方位、縮尺、標高、計画及び既設工作物等設計に必要な諸元を記入するものとする。
3. 縦断面図には、測点及び番号、水平距離、水平逓加距離、垂直距離、垂直逓加距離、溪床及び山腹の勾配、B. M、縮尺、計画及び既設工作物の築設年度等設計に必要な諸元を記入するものとする。
4. 横断面図には、測点及び番号、地盤変移点、露出岩盤、推定岩盤、土質区分線、既設工作物等設計に必要な諸元を記入するものとする。

第308条 図面の縮尺

図面の縮尺は、表3-4を標準とするものとする。

3.測量業務共通仕様書－第3章山地治山等測量

表3-4 図面の縮尺

区分	業務種別	内 容		縮 尺	
平面図	溪間工	工種分類に基づく記号	通常規模のもの	1/1,000	
	防風林造成	で図示するもの	膨大なもの	1/2,000	
	なだれ防止林造成	工種の複雑なもの及び工種の規模、方向を平面投影で図示するもの		1/200～1/500	
	保安林整備				
	水土保全治山等				
	地すべり防止				
	山腹工	海岸防災林造成	一般地形測量 (山腹工に準ずるもの) (山腹工に準ずるもの)		1/500～1/2,000
		保安林整備			
		水土保全治山等			
		地すべり防止			
地すべり防止					
工種配置図	各業務共通			1/200～1/500	
縦断面図	溪間工	水平縮尺		平面図と同一	
	防風林造成	垂 直 縮 尺	溪床勾配 1/10未満	水平縮尺の5倍	
	保安林整備		溪床勾配1/10以上	水平縮尺の2倍	
	水土保全治山等		溪床勾配特に緩やかな場合	水平縮尺の10倍	
	地すべり防止		溪床勾配特に急な場合	水平縮尺と同一	
			流路工、護岸工の設計	水平縮尺と同一	
	山腹工		水平、垂直とも		工種配置図と同一
	海岸防災林	のり切土量算定のためのもの		横断面図と同一	
	なだれ防止林造成	(山腹工に準ずるもの) (山腹工に準ずるもの)		工種配置図と同一	
	保安林整備				
	水土保全治山等				
地すべり防止					
横断面図	各業務共通	通常		1/100	
		必要に応じ		1/10～1/50	

			又は1/200
--	--	--	---------

第2節 基準点測量等

第309条 基準点測量

基準点測量は、公共測量作業規程により実施するものとする。

第310条 用地測量

用地測量は、公共測量作業規程により実施するものとする。

第311条 現地測量

現地において、トータルステーション等又はGNSS測量機を用いて又は併用して地形、地物等を測定し、数値地形図データを作成する。

トータルステーションを用いた電子平板方式による測量により、谷や尾根、その他急激な地形の変化のある地域を対象に地形測量を実施する。さらに、路線通過予定地の概略地形を把握するために、仮測点の横断測量を実施し、概略地形図を作成する。

第3節 溪間工の測量

第312条 踏査選点

踏査選点は、計画地付近一帯の区域について概況を把握し、測量点を選点するものとする。

第313条 中心線測量

1. 中心線測量は、片側 50m程度の範囲を対象に、既知点又は任意の不動点を出発点とし、出発点から他の既知点まで測量し、溪床・溪岸の現況、土地利用区分、各種構造物等の位置が明らかにするものとする。測定方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

(1) 中心線測量

中心線測量は、トータルステーション(光波測距儀)を使用し、溪床の主要点及び中心部の位置を多角方式により測量する。

(2) 簡易中心線測量

簡易中心線測量は、ポケットコンパス等を使用し、溪床の主要点及び中心部の位置を測量する。

(3) 中心線縦断測量

中心線縦断測量は、ポケットコンパス等を使用し、溪床の主要点及び中心部の位置、地

盤高を測量する。

2. 測量成果に基づき閉合差を求め平面図、縦断面図を作成するものとする。

第314条 平面測量

~~1. 平面測量は、中心線測量で設置した測点を基準として、保全対象、所有者界、土砂捨場、林相区分等を明らかにするものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。~~

~~(1) 平面測量~~

~~平面測量は、トータルステーション(光波測距儀)を使用し、測量する。~~

~~(2) 簡易平面測量~~

~~簡易平面測量は、ポケットコンパス等を使用し、測量する。~~

~~2. 測量成果に基づき、平面図を作成するものとする。~~

第314条 縦断測量

1. 縦断測量は、中心線測量で設置した測点、溪床勾配の変化点等の地盤高及び既設構造物の高さ等を測量するものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

(1) 縦断測量

縦断測量は、レベル又はトータルステーション(光波測距儀)を使用し、往復測量とする。

(2) 簡易縦断測量

簡易縦断測量は、ポケットコンパス等を使用し、片道測量とする。

2. 測量成果に基づき縦断面図を作成するものとする。

第315条 横断測量

1. 横断測量は、次の各号による測量方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

(1) 横断測量

横断測量は、トータルステーション(光波測距儀)又はレベルとポケットコンパスを使用し、縦断測量の測点を基点として、中心線に対して直角方向の地形の変化点及び設計上必要な地点の地盤高を測量する。

(2) 簡易横断測量

簡易横断測量は、ポケットコンパス等を使用し、ダム堆砂量等の簡易な横断測量を行う。

2. 測量成果に基づき横断面図を作成するものとする。

第316条 構造物計画位置横断測量

1. 構造物計画位置横断測量は、トータルステーション(光波測距儀)又はレベルとポケットコンパスを使用し、構造物計画位置の地形の変化点の地盤高を詳細に測量するとともに、土量計算の区分等に必要な土質区分を行うものとする。

2. 測量成果に基づき、横断面図を作成するものとする。

第4節 山腹工の測量

第317条 踏査選点

踏査選点は、第312条に準ずるものとする。

第318条 平面測量

1. 平面測量は、崩壊地の周囲を測量し、基礎工、緑化工等の数量、面積の算出及び工種配置を明らかにするものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

(1) 山腹平面測量

山腹平面測量は、トータルステーション(光波測距儀)を使用して測量する。

(2) 簡易山腹平面測量

簡易山腹平面測量は、ポケットコンパス等を使用して測量する。

2. 測量に基づき、平面図、工種配置図を作成するものとする。

第319条 縦断測量

1. 縦断測量は、崩壊地の下部に基準点を設け、主要な縦断面の地形の変化点、構造物の計画位置及びのり切計画位置等測量するものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

(1) 山腹縦断測量

山腹縦断測量は、レベル又はトータルステーション(光波測距儀)を使用して測量する。

(2) 簡易山腹縦断測量

簡易山腹縦断測量は、ポケットコンパス等を使用して測量する。

2. 第315条第2項に準じ、縦断面図を作成するものとする。

第320条 横断測量

1. 横断測量は、縦断測量の測点を基点として、構造物の計画位置及びのり切計画位置等を測量するものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

(1) 山腹横断測量

山腹横断測量は、トータルステーション(光波測距儀)又はレベルとポケットコンパスを使用して測量する。

(2) 簡易山腹横断測量

簡易山腹横断測量は、ポケットコンパス等を使用し、簡易な構造物等について測量する。

2. 測量成果に基づき、横断面図を作成するものとする。

第5節 防風林造成の測量

第321条 踏査選点

防風林の設置予定箇所の風上側、風下側一帯の区域を踏査し、計画地の概況を把握の上、測量点を選点するものとする。

第322条 平面測量

1. 平面測量は、風害の区域、地形、地物、土地の利用状況、保全対象の位置等を測量するものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

(1) 平面測量

平面測量は、トータルステーション(光波測距儀)を使用して測量する。

(2) 簡易平面測量

簡易平面測量は、ポケットコンパス等を使用して測量する。

2. 測量成果に基づき、平面図を作成するものとする。

第323条 縦断測量

1. 縦断測量は、造成する林帯のおおむね中心点を縦方向に結び等間隔及び地形の変化点に測点を設けて測量するものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

(1) 縦断測量

縦断測量は、レベル又はトータルステーション(光波測距儀)を使用して測量する。

(2) 簡易縦断測量

簡易縦断測量は、ポケットコンパス等を使用して測量する。

2. 測量成果に基づき、縦断面図を作成するものとする。

第324条 横断測量

1. 横断測量は、縦断測量の測点を基点として、必要な範囲について測量するものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、選択は設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

(1) 横断測量

横断測量は、レベル又はトータルステーション(光波測距儀)を使用して測量する。

(2) 簡易横断測量

簡易横断測量は、ポケットコンパス等を使用して測量する。

2. 測量成果に基づき、横断面図を作成するものとする。

第6節 なだれ防止林造成の測量

第325条 踏査選点

なだれの発生区から堆積区に至る付近一帯の区域を踏査し、計画地の概況を把握の上、測量点を選点するものとする。

第326条 平面測量

1. 平面測量は、なだれの発生区から堆積区に至る中心線に沿って法線を設定して、法線とその周囲を測量し、防止施設、森林造成等の数量、面積の算出及び工種配置を明らかにするものとし、測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

(1) 平面測量

平面測量は、トータルステーション(光波測距儀)を使用して測量する。

(2) 簡易平面測量

簡易平面測量は、ポケットコンパス等を使用して測量する。

2. 測量成果に基づき、平面図を作成するものとする。

第327条 縦断測量

1. 縦断測量は、法線の地形変化点、構造物の計画位置等を測量するものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

(1) 縦断測量

縦断測量は、レベル又はトータルステーション(光波測距儀)を使用して測量する。

(2) 簡易縦断測量

簡易縦断測量は、ポケットコンパス等を使用して測量する。

2. 測量成果に基づき、縦断面図を作成するものとする。

第328条 横断測量

横断測量は、第321条に準ずるものとする。

第7節 土砂流出防止林造成の測量

第329条 踏査選点

踏査選点は、森林造成計画地の付近一帯を踏査し、計画地の概況を把握の上、測量点を選点するものとする。

第330条 平面測量

1. 平面測量は、森林造成地の周囲を測量し造成基礎工、植栽準備工等の数量、面積の算出及び工種配置を明らかにするものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

(1) 平面測量

平面測量は、トータルステーション(光波測距儀)を使用して測量する。

(2) 簡易平面測量

簡易平面測量は、ポケットコンパス等を使用して測量する。

2. 測量成果に基づき、平面図を作成するものとする。

第331条 縦断測量

1. 縦断測量は、造成基礎工等の位置、方向、配置規模等を把握できるよう測線を設定して測量するものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

(1) 縦断測量

縦断測量は、レベル又はトータルステーション(光波測距儀)を使用して測量する。

(2) 簡易縦断測量

簡易縦断測量は、ポケットコンパス等を使用して測量する。

2. 測量成果に基づき、縦断面図を作成するものとする。

第332条 横断測量

横断測量は、第325条に準ずるものとする。

第8節 保安林整備の測量

第333条 踏査選点

森林造成計画地の付近一帯を踏査し、計画地の概況を把握の上、測量点を選点するものとする。

第334条 平面測量

平面測量は、第331条に準ずるものとする。

第335条 縦断測量

縦断測量は、第332条に準ずるものとする。

第336条 横断測量

横断測量は、第325条に準ずるものとする。

第9節 水土保持治山等の測量

第337条 水土保持治山等の測量

1. 水土保持治山等の測量範囲は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
2. 水土保持治山等の各施設の測量は、第3節「溪間工の測量」及び第4節「山腹工の測量」に準ずるものとする。
3. 森林整備等に係る区域測量又は標準地測量等は、ポケットコンパス等によることができるものとする。

第10節 地すべり防止の測量

第338条 踏査選点

地すべり区域を含む周辺一帯を踏査し、地すべりの実態調査測量の測量点を選点するものとする。

第339条 地形測量

1. 地形測量は、第304条に定める「基準点」のほか、当該地すべり地の周辺にも基準点を設け、トータルステーション(光波測距儀)又はポケットコンパスを使用し、不動地、滑落崖、亀裂、沼、凹地、隆起地帯、断層等の位置、方向、湧水地点及び保全対象の位置等を測量するものとする。
2. 基準点は、地すべりの移動後も旧位置が照査できるとともに各種測量に共通して使用できるよう、地すべり地外の不動点に2点以上設けるものとする。

3. 測量の成果に基づき、測点及び番号、基準点位置、方位、縮尺、標高、等高線、滑落崖、亀裂、地すべりの移動範囲、地すべりブロックの範囲、湧水点、池沼湿地、舌端部、調査地点等必要な地形、地物を記入した平面図を作成するものとする。
4. 図面の縮尺は1/500を標準とする。

第340条 測線測量

1. 測線測量は、地すべりの調査及び安定解析等の基準線として設定された主測線、副測線を、トータルステーション(光波測距儀)又はレベルとポケットコンパスを使用し、平面、縦断及び横断測量するものとする。
2. 測線の測点は、平均的な地形の変換点に設ける測量杭に加え、微地形を正確に表すことができるよう亀裂、隆起の地点、滑落崖等においてもプラス杭を設けなければならない。
3. 基準点は、地形測量で設置した基準点を基準として、各測線ごとに不動点に2点以上設けるものとする。

第341条 地すべり防止工の測量

地すべり防止工の測量は、地すべり防止工の位置及び規模の決定に必要で、十分な範囲を測量する。

第342条 設計に関わる測量の種類

測量の種類は、測線測量、平面測量、縦断測量及び横断測量とする。

第343条 測線測量

1. 測線測量は、第341条に準ずるものとする。
2. 測量の成果に基づき縦断面図、横断面図を作成するものとする。なお、主測線並びに副測線の位置は平面図等に記入するものとする。
3. 縦断面図及び横断面図は、地形、防止施設の断面のほか、ボーリング柱状図の要点、地層区分、地下水文状況、すべり面、基盤面等の調査成果を記入するものとする。
4. 図面の縮尺は1/500を標準とし、地すべりブロックの面積、重要度、保全対象の位置などから1/1,000又は1/2,000等とすることができるものとする。また、縦断面図及び横断面図における縮尺は、水平、垂直とも平面図と同一とするものとする。

第344条 平面測量

1. 平面測量は、第340条に準ずるものとする。
2. 主測線、副測線、横断線と関連させるとともに、調査ボーリング等の位置を測量杭にて明確に表す。
3. 測量の成果に基づき平面図(地形図)を作成する。図面の縮尺は1/500を標準とするが、地すべりブロックの面積、重要度、保全対象の位置などから1/1,000又は1/2,000等とすることができるものとする。

第345条 縦断測量

1. 縦断測量は、地すべり防止施設の配置及び規模を決定するために必要な、施工対象地の主要な縦断面の地形を測量するものとする。

2. 縦断面図には、縦断地形、防止施設の断面のほか、必要に応じてボーリング柱状図の要点、地層区分、地下水文状況、すべり面、基盤面等の調査成果を記入するものとする。
3. 測量の成果に基づき縦断面図を作成する。図面の縮尺は1/500を標準とするが、地すべりブロックの面積、重要度、保全対象の位置などから1/1,000又は1/2,000等とすることができるものとする。縦断面図の縮尺は、水平、垂直とも平面図と同一とするものとする。

第346条 横断測量

1. 横断測量は、地すべり防止工の形状・切取・盛土量等を決定するために必要な、施工対象地の横断面の地形を測量するものとする。
2. 測量の成果に基づいて、横断面図を作成するものとする。
3. 横断面図には、横断地形のほか、必要に応じて地層区分、水文状況、すべり面、基盤面等の調査成果を記入するものとする。
4. 測量の成果に基づき横断面図を作成する。図面の縮尺は1/500を標準とするが、地すべりブロックの面積、重要度、保全対象の位置などから1/1,000又は1/2,000等とすることができるものとする。横断面図の縮尺は、水平、垂直とも平面図と同一とするものとする。